



新潟市 人権教育・啓発 推進計画

令和7（2025）年3月



新潟市

は じ め に

新潟市は、「新潟市自治基本条例」において、「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指しており、「新潟市総合計画2030」に基づき「人権を尊重する社会の推進」に取り組んでいます。

また、これを実現するため、2008（平成20）年3月に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定し、以降、時代の変化に応じて改訂を行いながら、人権教育・啓発の総合的な推進を図っています。

近年、様々な分野において人権課題に関する法整備が進む一方、依然として差別や偏見、いじめなどの人権問題が発生しています。また、インターネットやSNS上での誹謗中傷や、性的マイノリティであることを理由とした偏見や差別など、人権問題は多様化、複雑化してきています。

こうした人権を取り巻く内外の動向や社会情勢の変化に対応し、様々な人権施策を着実に進めていくため、このたび本計画の改訂を行いました。今後も、関係者の皆さまと連携しながら、人権に対する関心を高め、人権に関する理解や認識が深まるよう、様々な人権施策を着実に進めてまいります。

結びに、本計画の改訂にあたり、ご尽力いただきました新潟市人権教育・啓発推進委員会の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました関係者および市民の皆さまに、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

新潟市長 中原 八一

目 次

第1章 基本的な考え方

1	人権の基本的考え方	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の目的	2
4	計画期間及び改訂	2
	新潟市人権教育・啓発推進計画の位置付けと体系	3

第2章 策定にあたって

1	策定の背景	5
	（1）世界の動き	5
	（2）国内の動き	5
2	新潟市の現状と課題	6
	（1）これまでの取組	6
	（2）市民意識調査からみる市民の人権に関する意識	7
	（3）今後の課題	14
3	様々な分野に跨る課題	14
	（1）インターネットをめぐる人権について	14
	（2）ハラスメントについて	16

第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

1	基本的あり方	17
	（1）学校、地域、家庭、職域等の連携・協働と多様な機会の提供	17
	（2）発達段階を踏まえた効果的な手法	17
	（3）市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保	18
2	基本的な視点	18
	（1）「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ	18
	（2）法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する	19
	（3）人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける	19
	（4）多様性（ダイバーシティ）の尊重と社会的包摂 （ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成する	19
	（5）人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する	20

第4章 人権施策の方向

1	さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等	21
(1)	市職員に対する人権教育・研修	21
(2)	地域社会における人権教育・啓発の推進	21
(3)	学校における人権教育の推進	22
(4)	社会教育施設における人権教育・啓発の支援	23
(5)	民間団体における人権教育・啓発の支援	23
(6)	企業における人権教育・啓発の支援	23
2	人権侵害の被害者への相談制度等の充実	24
(1)	相談体制の充実	24
(2)	相談窓口の周知	24
(3)	関係機関等との連携	24
(4)	救済制度の充実	24

第5章 分野別人権施策の推進

1	女性の人権について	25
2	こどもの人権について	28
3	高齢者の人権について	33
4	障がい者の人権について	36
5	同和問題について	40
6	外国籍市民等の人権について	44
7	HIV感染者等の人権について	47
8	新潟水俣病をめぐる人権について	51
9	北朝鮮当局による拉致問題について	53
10	LGBTQ等性的マイノリティの人権について	56
11	犯罪被害者等の人権について	58
12	さまざまな人権問題について	61

第6章 総合的かつ効果的な計画推進に向けて

1	庁内推進体制の充実	63
2	関係機関や民間団体等との連携・協働	63
3	計画の評価	63

用語の解説	64
巻末資料(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律・新潟市自治基本条例)	66
計画改訂までの経過	75

「障がい」の表記について

「障がい」の表記については、国においては「法令における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、…」(平成22年12月17日、「障害者制度改革の推進のための第二次意見」障がい者制度改革推進会議)としていますが、「常用漢字表は地方公共団体や民間組織において、…(省略)…。それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能である。」(平成30年11月22日、「「障害」の表記に関するこれまでの考え方(国語分科会確認事項)」文化審議会国語分科会)と確認されています。

これらを踏まえ、新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者への配慮から、原則として「障がい」とひらがなで表記します。ただし、法令やそれに基づく制度、施設名、法人などの固有名詞は「障害」と漢字で表記します。

第1章

基本的な考え方

1 人権の基本的考え方

人権とは、人間が生まれながらにして持っている自分らしく生きる権利で、個人の尊厳に基づき、誰からも侵されることのない固有の権利です。また、すべての人々が個人としての生存と自由を確保し、幸福を追求するために等しく保障される権利です。これら基本的人権の尊重は、日本国憲法の原則となっています。

人権は、これが侵害されたときに公の制度によって救済される「法的な権利」でもあります。人権を守るためには、「思いやり」や「やさしさ」だけの問題とするのではなく、差別や虐待などの人権侵害を自分自身のことにとらえ、許さず、なくしていくことが必要です。

また、人は、一人一人がかけがえのない存在であり、多様な個性や可能性を持って生まれてきます。国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などにかかわらず、お互いを尊重し、認め合い、活かし合う多様性（ダイバーシティ）の尊重や社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成することで、人権が尊重される社会につながります。

2 計画の位置付け

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、新潟市の人権教育・啓発の総合的な推進を図るための全体像を示すものです。

また、新潟市の最上位の計画である「新潟市総合計画2030」が目指す都市像の実現に向けた施策として掲げる「人権を尊重する社会の推進」のため、分野別の計画の一つとして、人権施策を推進するうえで基本的な考え方等を示しています。他の分野別の計画と本計画は、人権施策の方向性を共有し、相互に有機的に連動しています。

本計画の推進にあたっては、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえて総合的に施策を実施していきます。

3 計画の目的

“一人ひとりの人権が大切にされる新潟”

～「人権文化」を育み、人権意識を定着させるために～

新潟市は、2008（平成20）年に制定した「新潟市自治基本条例」において「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指す都市像の一つとして掲げ、「新潟市総合計画2030」では「田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる日本海拠点都市」を実現するための施策として「人権を尊重する社会の推進」を掲げています。

本計画は、これらを実現するため、「人権文化」を育み、人権意識を定着させることを目的とします。

*本計画における「人権文化」とは、人権が理念として理解されるだけでなく、日常の暮らしの中で人権が尊重されるよう人々が行動するありさまをいう。

4 計画期間及び改訂

本計画の期間は、2025（令和7）年4月から2030（令和12）年3月までの5年間とします。ただし、「新潟市総合計画2030」の計画最終年度である2030（令和12）年3月までの取組状況、又は社会状況の変化などにより、必要に応じて見直すものとします。

計画の見直しにあたっては、学識経験者、関係団体の職員、公募による市民等を委員として構成する「新潟市人権教育・啓発推進委員会」を開催しながら進めていきます。

新潟市人権教育・啓発推進計画の位置付けと体系



SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を踏まえた計画の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（エス・ディー・ジーズ Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年開催の「国連持続可能な開発サミット」で193の加盟国の全会一致により採択された、よりよい未来を目指すための2030年までの世界共通目標の略称です。

SDGsでは、将来世代のことを考えた持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットを掲げ、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。開発途上国だけでなく先進国を含むすべての国で取り組むことが大きな特徴です。

日本においても、行政をはじめ民間事業者や市民団体など多様な主体によって、SDGsの達成に向けた取組が進められています。

第2章

策定にあたって

1

策定の背景

(1) 世界の動き

二度にわたる世界大戦を経て、世界における平和と安全の維持のために国際連合が設立されました。1948（昭和23）年に国際連合の総会において、人権及び基本的自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。1966（昭和41）年には、「世界人権宣言」で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「国際人権規約」が採択され発効しました。

このほか「女子差別撤廃条約」、「児童の権利条約」、「人種差別撤廃条約」、「拷問等禁止条約」など多くの人権条約が採択され発効し、また「国際婦人年」、「国際児童年」ほか各テーマ別に国際年を定めるなど、人権問題への国際的取組が行われてきました。

1994（平成6）年の国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、世界各国における人権教育の普及などの取組として、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。2004（平成16）年には国連総会において「人権教育のための世界計画」が決議されました。

また、2006（平成18）年に障がい者の権利を保障する「障害者権利条約」、拉致問題を含む「強制失踪条約」が採択され発効しました。

(2) 国内の動き

国は、すべての国民の基本的人権の享有を保障する憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1997（平成9）年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

我が国固有の同和問題への取組は戦後本格的に行われるようになり、1965（昭和40）年に同和対策審議会の答申が出され、「同和対策事業特別措置法」ほか2本の特別措置法により各種施策が推進されました。1996（平成8）年には地域改善対策協議会の意見具申を受けて、今後の具体的な方策の検討のため、「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が設置されました。1999（平成11）年の同審議会の答申を受けて、2000（平成12）年に「人権教育・啓発推進法」が施行され、2002（平成14）年には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。同法では、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施することが明記されています。また、文部科学省

では、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身につけることを目指して、2008（平成20）年に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しています。

課題別の人権施策については、それぞれ個別法や計画の整備が進められており、近年では、2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行されています。

新潟県においては、「人権教育・啓発推進法」において規定にされた人権教育及び啓発にかかる施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、県が取り組むべき施策の方向を明らかにし、総合的な取組を推進するため2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、また、2010（平成22）年には学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図る「新潟県人権教育基本方針」を策定しました。

2 新潟市の現状と課題

（1）これまでの取組

新潟市では、1975（昭和50）年の「国際婦人年」を契機として多様な女性団体・グループが、女性問題の調査研究・解決へ向けた活動を展開するようになり、1985（昭和60）年に「第1回にいがた女性大会」が開催されました。1987（昭和62）年に女性行政担当組織として「婦人政策室」を設置し、あらゆる場において女性問題を解決し、男女が共につくる社会の実現をめざす「新潟市女性行動計画」を策定、1991（平成3）年に市民とともに男女共同参画を推進するための施設として「女性センター」を設置しました。2001（平成13）年には「新潟市男女共同参画行動計画」を策定し、2005（平成17）年には「新潟市男女共同参画推進条例」を制定、男女の性差別や固定的な役割分担意識の撤廃など男女共同参画社会の実現を目指しています。

同和問題については、1985（昭和60）年の市立高校の教師による差別発言を契機として、教職員の同和研修などに努めてきたほか、1993（平成5）年に庁内関係課で構成する「新潟市同和対策連絡調整会議」を設置し、「新潟市同和対策基本方針」を定めて職員研修や同和教育研修の推進、人権・同和問題への市民意識の啓発に努めています。

さらに、新潟市は2006（平成18）年に「新・新潟市総合計画」を策定、「人権尊重・男女共同参画の社会づくり」と「共生社会の推進」を目標に掲げ、「市民一人ひとりが大切にされる市民主体のまちづくり」を宣言しました。また、2007（平成19）年の政令指定都市移行を経て、2008（平成20）年に新潟市自治基本条例を制定、「市民一

ひとりの人権が大切にされるまち」を宣言しています。同年、これまでの施策を尊重しながら総合的で、実効性のある人権施策を推進するため、「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しています。2015（平成27）年に策定した総合計画「にいがた未来ビジョン」では、「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を目指し、2023（令和5）年に、新たな総合計画として「新潟市総合計画2030」を策定し、目指す都市像の実現に向け、「人権を尊重する社会の推進」に取り組んでいます。2025（令和7）年、本計画策定後の人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応し、かつ「新潟市総合計画2030」の方向性に合わせて、本計画を改訂しました。

（2）市民意識調査からみる市民の人権に関する意識

ア 調査の経緯

新潟市では、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、さまざまな施策を進めていますが、今なお、人権侵害や差別による問題などが存在しています。そこで、市民の人権に関する意識を把握し、今後の人権教育・啓発を推進していくうえでの参考とするため、「新潟市人権に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」を実施しています。

これまでも、2006（平成18）年に「市民意識調査」（以下「平成18年調査」という。）を初めて実施し、2008（平成20）年に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。その後、2013（平成25）年、2018（平成30）年に「市民意識調査」（以下「平成25年調査」、「平成30年調査」という。）を実施し、それぞれ、2015（平成27）年、2020（令和2）年に、本計画を改訂しました。

本計画の再改訂にあたり、2023（令和5）年に4回目となる「市民意識調査」（以下「令和5年調査」という。）を実施しました。

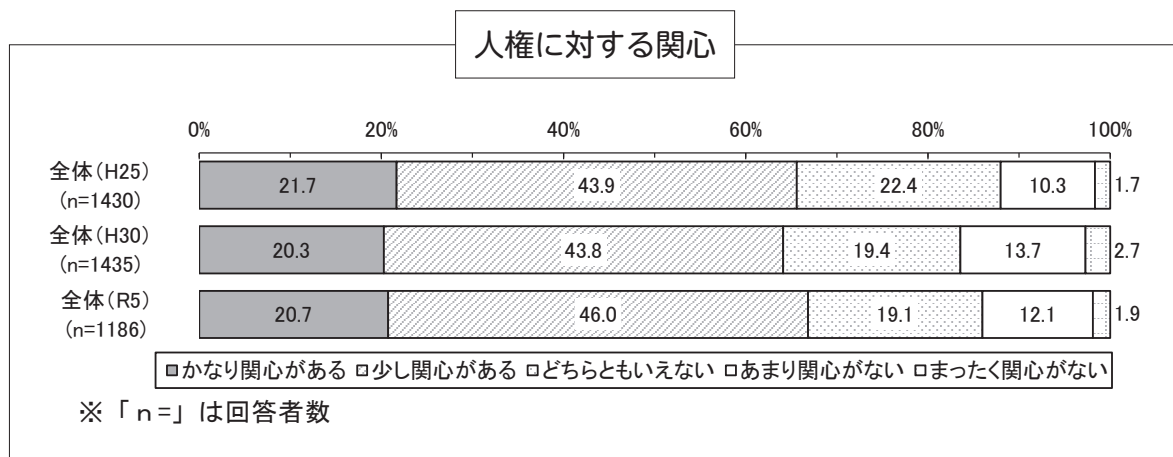
イ 意識調査の方法

新潟市内の満15歳以上の無作為に抽出した3,000人に対して郵送によるアンケート調査を実施しました。回収件数は1,227件で、回収率は40.9%でした。

ウ 人権全般についての調査結果の要約

① 人権に対する関心

「あなたは、『人権』にどの程度、関心を持っていますか」という問いに「かなり関心がある」、「少し関心がある」と回答した人は、66.7%でしたが、平成30年調査から若干増加しています。

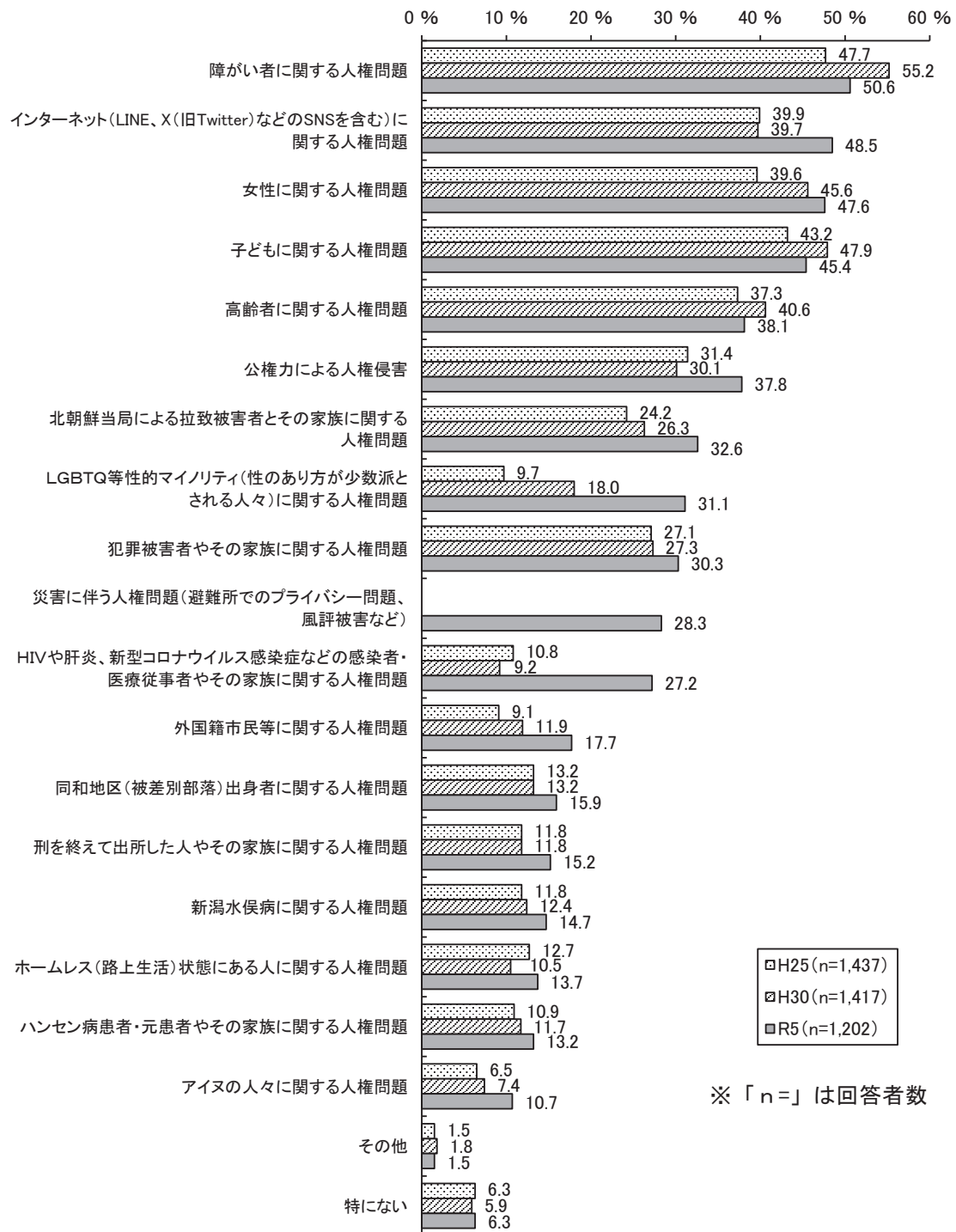


② 関心のある人権問題

関心のある人権問題は、「障がい者」(50.6%)、「インターネットに関する人権問題」(48.5%)、「女性」(47.6%)、「子ども」(45.4%)、「高齢者」(38.1%)、「公権力による人権問題」(37.8%)、「拉致被害者とその家族」(32.6%)、「LGBTQ等性的マイノリティ」(31.1%)の順になっています。

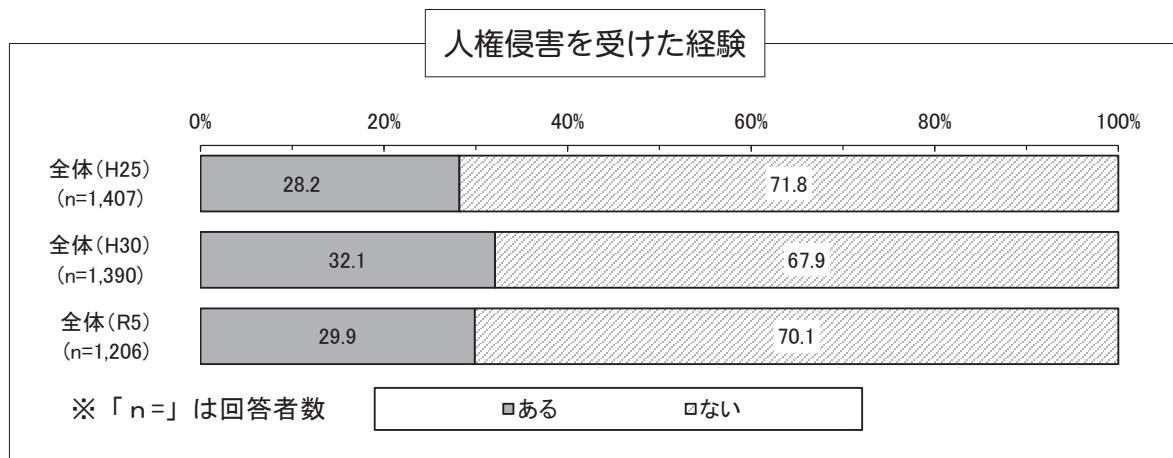
平成30年調査と比べ、「インターネットに関する人権問題」、「公権力による人権問題」、「LGBTQ等性的マイノリティ」が大幅に増加しています。

関心のある人権問題



③ 人権侵害を受けた経験

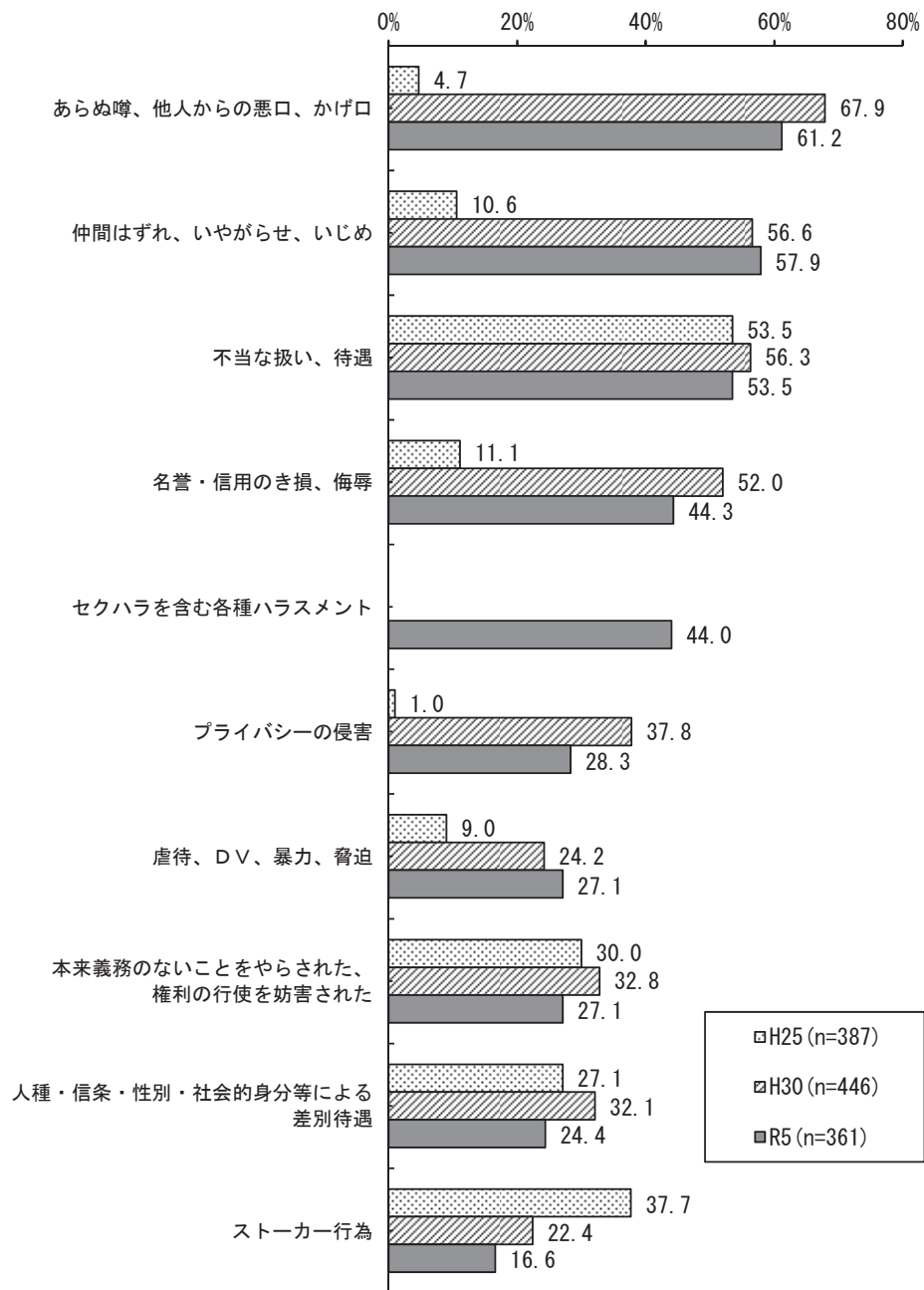
自分の人権が侵害されたと思った経験のある人は29.9%と、平成25年及び平成30年調査と同様に3割前後の回答がありました。



④ 人権侵害を受けた内容

どのような人権侵害を受けたと思うかの質問への回答は、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」(61.2%)、「仲間外れ、いやがらせ、いじめ」(57.9%)、「不当な扱い、待遇」(53.5%) が、5割を超えています。

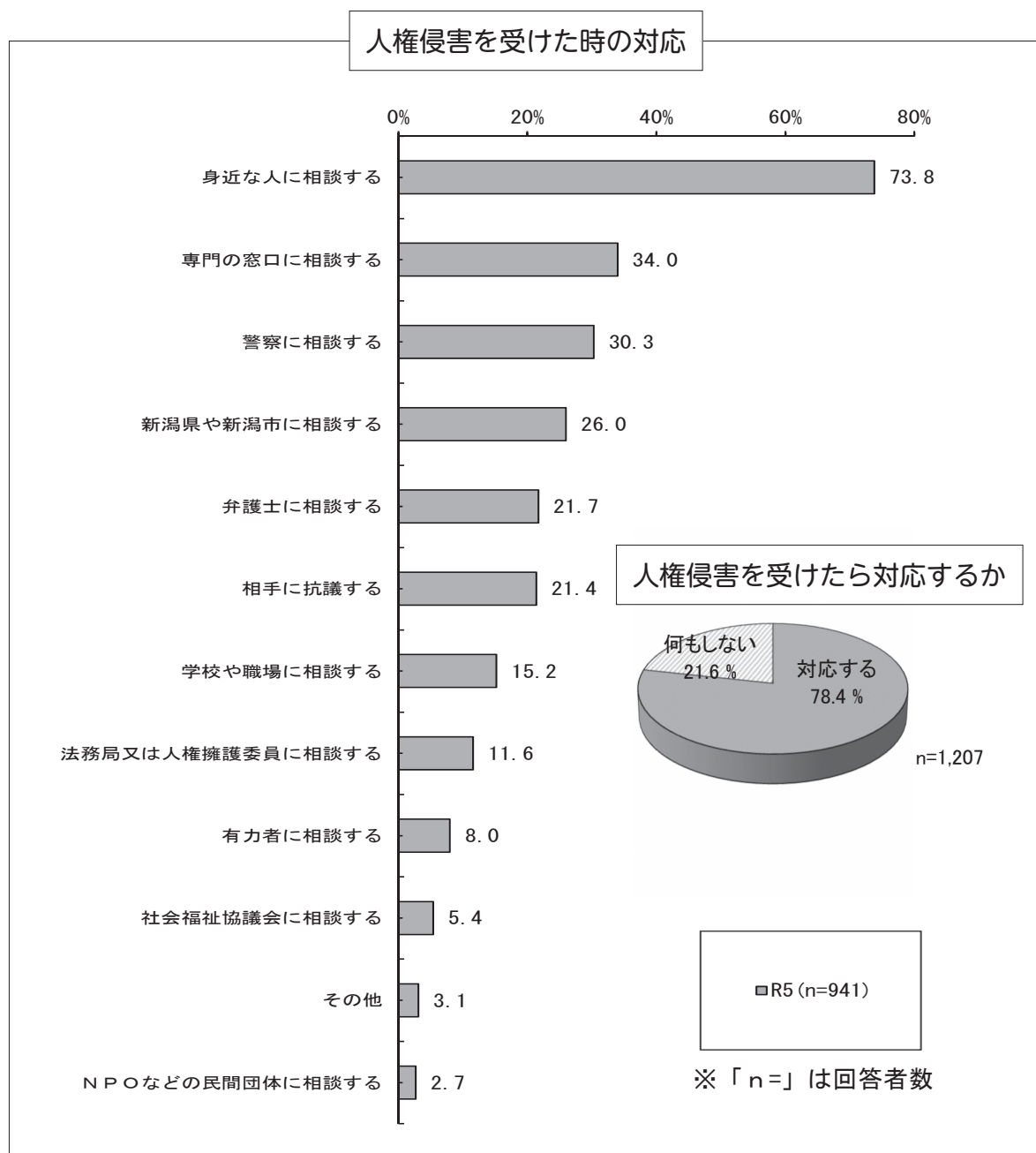
人権侵害を受けた内容



※「n=」は回答者数

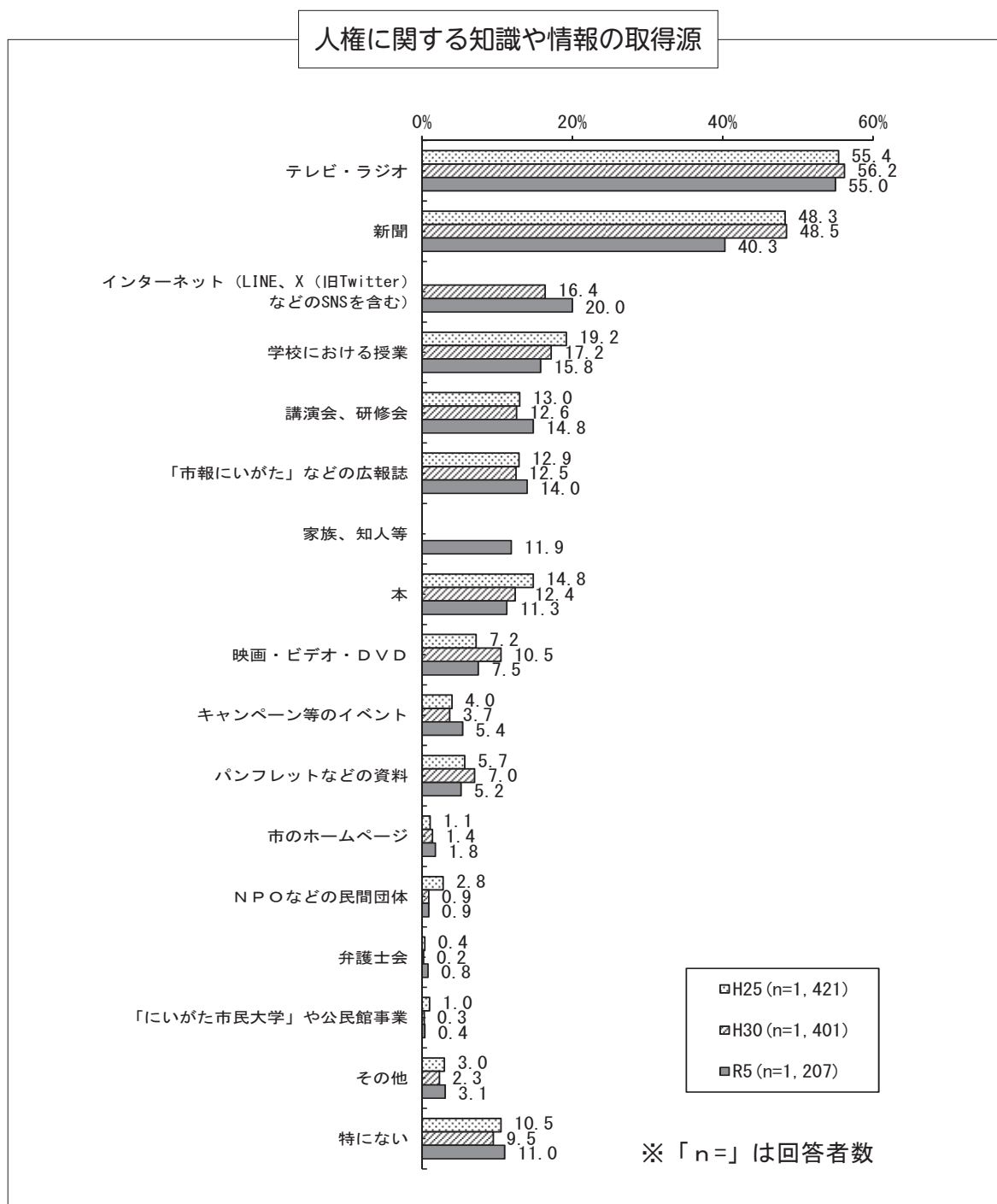
⑤ 人権侵害を受けた場合の対応

もし自分が人権侵害を受けた場合の対応は、「身近な人に相談」(73.8%)との回答が最も高く、次いで、「専門の窓口相談」(34.0%)、「警察に相談」(30.3%)、「県や市に相談」(26.0%)、「弁護士に相談」(21.7%)となっています。



⑥ 人権に関する啓発活動について

人権問題に関する知識や情報の主たる取得源は「テレビ・ラジオ」(55.0%)、「新聞」(40.3%)で、平成25年及び平成30年調査と同様に、マスメディアによる知識や情報の取得割合が高くなっています。次いで「インターネット」(20.0%)、「学校における授業」(15.8%)、「講演会・研修会」(14.8%)、「『市報にいがた』などの広報紙」(14.0%)、の順でした。



(3) 今後の課題

新潟市は、これまで人権に関する職員研修や学校教育、社会教育、市民への啓発、各分野における施策を展開し、職員や市民の人権問題に対する理解と認識が深まるよう努めてきました。

令和5年調査では「人権侵害を受けたことがある」と回答した人が平成30年調査より若干減少していますが、人権問題は今なお深刻な状況にあります。また、「人権に対する関心」がある人は6割を超えており、平成30年及び平成25年調査より増加しています。

急激な少子高齢化、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、児童や高齢者の虐待、インターネットの普及など、社会情勢の変化の中で、身近な人権侵害が表面化し、人権問題はより一層複雑化・多様化しています。また、社会構造の大きな変化による格差社会の広がりは、さまざまな人権侵害の背景にある貧困問題の深刻化をもたらしており、個々の人権問題が複合的な困難を抱えている状況になっています。

新潟市の施策を進めるにあたっては、今後もあらゆる計画や施策を人権尊重の視点を持って推進するとともに、人権への関心の喚起と、人権施策の体系的・総合的な取組を続けていくことが課題となっています。

3 様々な分野に跨る課題

(1) インターネットをめぐる人権について

インターネットの普及によりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、その匿名性を悪用した誹謗中傷、差別的書き込みなど、人権やプライバシーの侵害に関わる問題が生じています。

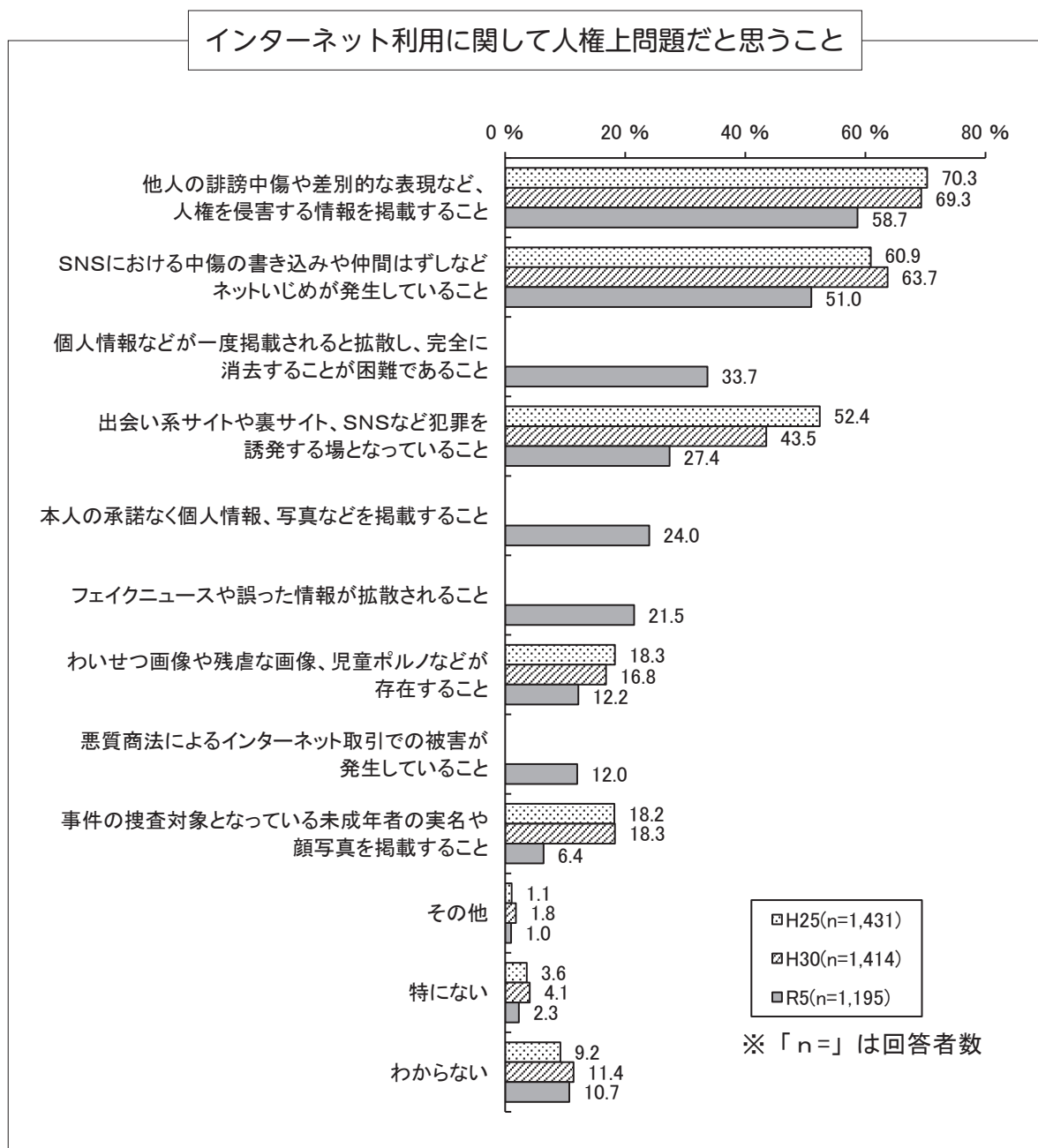
こうした状況にあわせ、インターネット上の人権侵害を防ぐための関連法令の整備も進み、2002（平成13）年「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が施行されました。同法は、その後数回の改正を経て、2024（令和6）年に、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」に改められました。同法では大規模プラットフォーム事業者に対し、「対応の迅速化」、「運用状況の透明化」を義務づけるなど、インターネット上の人権侵害を防ぐ、より実効性のある効果が期待されています。

インターネット上では、誹謗中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシー情報の無断掲載、差別的な書き込みなどのほか、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動や同和問題に関する差別を助長するような内容の書き込みが増えています。新潟県内でも、被差別部落とされる地名や、その地を訪れて撮影した動画をインターネットに掲載される事案が発生しています。こうしたインターネット上の人権侵害は、

その事実の早期発見と、法務局や警察などと連携した迅速な対応が必要となっています。

また、スマートフォンの普及から、エックス（X）、インスタグラム（Instagram）、ライン（LINE）などのソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）利用者が拡大し、人権やプライバシーの侵害に関わる問題がより身近になってきています。インターネットを利用する市民一人一人の人権意識を高めるためにも、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

特に、青少年においては、学校でのパソコンやインターネットを中心とした情報活用能力の育成とともに、情報モラルの向上を目指した教育の充実が求められています。SNSに無意識に書き込んだ内容が、誰かを深く傷つけることもあること、誰もが簡単に加害者・被害者になることを、よく伝えていく必要があります。



(2) ハラスメントについて

ハラスメント (harassment) とは、相手の性別、年齢、性格、容姿、職業、国籍、人種、宗教、社会的出自、性的志向などの特性に基づいて、相手に不快感や不利益、脅威を与え、その尊厳を傷つける言動を指します。

厚生労働省がホームページで紹介しているハラスメントとしては、「パワー・ハラスメント」「セクシュアル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント（職場の妊娠・出産・育児休業等ハラスメント）」「カスタマー・ハラスメント（顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為）」「就活ハラスメント（就職活動中やインターンシップの学生等に対するセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント）」があります。

職場におけるこうしたハラスメントは、人事管理上の深刻な問題となっており、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」等において、その対策を事業主の義務とするなど、これに対応するための法制化も進んでいます。近年、深刻な問題として取り上げられることが多くなったカスタマー・ハラスメントについては、顧客からの著しい迷惑行為によりその雇用する労働者の就業環境が害されないよう雇用管理上の配慮（相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮）をすることが望ましいという指針を厚生労働省が発表しています。

ハラスメントには数十の種類があるとも言われており、職場以外でも、夫婦や親子、兄弟姉妹といった家庭内で発生するもの、学校内で教師と生徒間、生徒間で発生するもの、友人間で発生するもの、また社会生活の中で不特定多数の相手との間で発生するものなど様々です。

ハラスメントを行っている側にはその自覚がなく、ハラスメントを受けている側も、誰にも言えずひとりで悩むケースも多く、事態が深刻かつ複雑になる要因になっています。どのような言動がハラスメントにあたるのか、ハラスメントにあった場合にどこに相談すればよいのか、そしてハラスメントが重大な人権侵害にあたるということを引き続き啓発していく必要があります。

第3章

人権教育・啓発の推進に関する基本方針

1 基本的あり方

新潟市の人権教育・啓発は、本計画の目的である「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指して、「日本国憲法」や「教育基本法」等の国内法、条例や新潟市総合計画等に即して推進します。

新潟市は、「人権教育・啓発推進法」が規定する定義（第2条）及び基本理念（第3条）等を踏まえ、人権教育・啓発の基本的あり方について以下のようにとらえています。

「人権教育・啓発推進法」

＜定義＞

人権教育…人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動

人権啓発…国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）

＜基本理念＞

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（1）学校、地域、家庭、職域等の連携・協働と多様な機会の提供

学校、地域、家庭、職域、行政等は、その担うべき役割を踏まえたうえで、人権教育・啓発にかかわる活動を相互に連携・協働しながら推進していく必要があります。

また、今日の人権問題が複雑・多様化する傾向がある中では、多様な人権教育・啓発の機会を提供し、効果的に推進していく必要があります。

（2）発達段階を踏まえた効果的な手法

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とするため、その活動を効果的に推進していくためには、人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ実施する必要があります。

(3) 市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

人権教育・啓発は、市民一人一人の人権に関する意識や内面のあり方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないよう、また、異なる意見に対する寛容の精神に立って、自由な意見交換ができる環境づくりに努める必要があります。

このような点を踏まえ、行政が行う人権教育・啓発は、主体性や中立性を確保しなければなりません。

2 基本的な視点

これまでの人権教育・啓発は、一人一人が個人の尊厳を自覚し、人権意識を向上させれば、おのずと人権侵害や差別はなくなり、人権が尊重される社会が実現するという前提で進められてきました。しかし、実際のところ人権意識の向上は容易に達成できるものではなく、社会情勢や社会構造の大きな変化により、人権問題は一層複雑化・多様化しており、「市民意識調査」の結果からも、新潟市でもさまざまな人権侵害や差別事象が起きていることが分かります。

これからも人権意識の向上は大切ですが、個人や集団がその置かれた状況に気づき、問題を自覚し、自らの生活の調整や改善を図る力を培うことが必要です。また、人権侵害は誰にでも起こることを自覚し、もし、周囲で人権侵害が起きた場合はこれを傍観せず、その被害者を力づける意識が必要です。さらに、人権侵害を生まないためにも一人一人がお互いを尊重し、認め合い、活かし合うまちづくりが重要です。

そして、人権侵害を社会的な問題として、地域と行政が一体となってその解決に取り組む、相談から救済までつなげることが重要です。

これらの趣旨に沿って、人権教育・啓発に関する施策については、次の5つを基本的な視点としながら推進します。

《「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ》

《法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する》

《人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける》

《多様性（ダイバーシティ）の尊重と

社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成する》

《人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する》

(1) 「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ

人権は、個人の尊厳に基づき、生存と自由を確保し、幸福を追求するために必要不可欠な権利として憲法によって保障され、条約、法令、判例などを含む社会の共通ルー

ルである「法」によって具体的に守られています。そのため、人権が侵害されたとき、国・自治体による人権相談・救済や裁判を活用して、失われた人権の回復を主張できるのです。この主張は権利の主体（権利の持ち主）として行う正当なもので、「特異で利己的な自己主張」や「わがまま」ではありません。

これまでの人権教育・啓発では、人権侵害を受けた人々は「助けなければならない、かわいそうな人」であり、こうした人々を生まないため、他者への「思いやり」や「やさしさ」が強調されてきました。この視点はもちろん重要です。そのうえで、今後の人権教育・啓発では、誰もが法制度や規範に基づく権利主体としての人権が保障されることを強調する必要があります。

（２）法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を重視する

権利の主体として人権に関わる法や制度を使いこなすことで私たちの人権は実際に守られ、その積み重ねによってその法や制度は実質化します。こうした権利について広く伝え、学ぶ機会を確保し、市民が自分の権利について認識し、めざめ、そして行動していける環境づくりが重要です。

このため、本計画では、一人一人の市民が、年齢に関わりなく、法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）を向上させるという視点を重視します。自分にどんな権利があるかについて法や制度の存在を知り、その権利を行使するためどのように手続きすればよいか理解し使いこなす能力を身につけることで、はじめて自分の人権を守り、実現できるからです。子ども、高齢者、障がい者、DV被害者など、人権に関わる法や制度に関する情報を入手しにくい人々にとって、法を理解し使いこなす力（リーガル・リテラシー）はなくてはならないものといえますので、情報を提供する工夫が必要です。

（３）人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける

多くの人々にとって人権侵害は他人事で、自分には直接関わりないと思われることが少なくないと考えられます。

しかし、人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に、社会の問題でもあります。人権侵害が起きた場合、その対象となった人々を傍観せず、声掛けし、勇気づけ、人権相談や救済手段の手だてを紹介するなど、人権問題の解決と根絶に向けて共に考え、行動する地域社会を目指します。

（４）多様性（ダイバーシティ）の尊重と

社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成する

「差別」を生まない、生みにくい環境を整えるため、国籍や人種、宗教、性別、年齢、障がいの有無、価値観などにかかわらず、一人一人がお互いを尊重し、認め合い、活かす多様性（ダイバーシティ）の尊重や社会的包摂（ソーシャル・インクルージョ

ン) についての意識を醸成することが必要です。

(5) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

これまで人権教育・啓発と人権相談・救済は別個のものと見なされてきました。しかし、権利主体性を重視する人権教育・啓発にあつては、すべての人々の法を理解し使いこなす力の向上を重視します。人権が侵害されたとき、どこに行けば人権相談に応じてもらえるか、どのような救済手段が利用可能か、そのための手続きはどのような良いのかなどは、人権救済にとってとても重要な情報です。こうした情報を通じて、自分の人権が法や制度によって保障されていることをより深く認識することにより、人権侵害された場合の対応に備えることができます。

このように、人権教育・啓発と人権相談・救済は本質的に深く関わっているという視点を重視します。

第4章

人権施策の方向

1

さまざまな場・機会における人権教育・啓発の推進等

(1) 市職員に対する人権教育・研修

すべての市職員は、日常の業務において、また施策の企画・立案、実施、評価にいたる全施策過程を通じて、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重を踏まえて業務を遂行することが求められています。このため、職員が業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。

新潟市では、新任者から管理職まで経験年数や役職に応じた研修を行っていますが、その中で人権尊重の理念にもとづき、上記の趣旨を踏まえた実践的な人権研修を必須事項として実施しています。そのほか、新潟県人権・同和センターが開催している人権・同和教育啓発推進講座や各分野の研修会、各種講座にも参加しています。

新潟市は、研修などの機会を十分に活用して、すべての職員の間に「人権文化」が根付くように努力します。また、個人情報適正に取り扱うために、研修などを通して、個人情報保護について周知徹底を図ります。そして、その研修内容を具体的に職務遂行の中で十分に活かすことが必要なことから、人権理念だけでなく職務遂行との関連を重視して研修を行います。

職員の業務は、市民の生活・健康・安全・生命・財産を守る業務があり、より高い人権意識が求められています。人権に関わりの深い教育関係職員や医療・福祉関係職員、消防職員、戸籍・住民基本台帳関係職員等への人権研修を充実するとともに、講演会やセミナーへの積極的な参加などさまざまな機会をとらえて教育・啓発に努めます。また、人権問題につながる情報を日頃から職員向け電子掲示板に載せるなど職員啓発を行います。

「市役所の業務はすべて人権に結びつくこと」、「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながること」などを常に認識して各種行政業務を遂行するとともに、日常の業務を人権尊重の視点でとらえなおして工夫や改善に努めます。

(2) 地域社会における人権教育・啓発の推進

新潟市に住む人々の日常生活の中に「人権文化」を根付かせ、人間の尊厳が尊重される地域社会を実現するため、あらゆる市民が暮らしの中にある身近な人権問題を理解して、家庭や学校、職場、地域において人権尊重の意識を育み、人権意識に根ざした日常行動が自然にできるような人権教育・啓発を進めていく必要があります。

このため、人権に関するイベント情報を市報やホームページに掲載、啓発ポスターの掲示や啓発冊子の配布、人権講演会の開催などの啓発機会を一層充実させ、女性や子ども、高齢者、障がい者など分野別の人権問題はもとより、インターネットによる

人権侵害などについても広報し、市民の間に「人権文化」を育み、定着させるよう努めます。

（３）学校における人権教育の推進

学校教育では、確かな学力と豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力など「生きる力」を備えた子どもの育成が求められています。

そのため、一人一人の子どもが、自他の生命を尊重する心、立場や文化の違う人たちとも協調し他を思いやる心、美しいものや自然に感動する心など豊かな心の育成を図るため、副読本「生きる」シリーズ、「子どもの権利条約」パンフレット、「男女平等教育」パンフレット等を活用した教育を進めています。

しかし、学校における多様ないじめ問題、家庭内の児童虐待、社会における差別などのさまざまな人権問題が発生していることから、学校教育において、さらなる人権教育が必要となっています。

今後も一層、これまでの取組の充実と推進を図るとともに、副読本やパンフレットなどの活用により小学生、中学生、高校生の各学年に応じた指導内容や指導方法の充実、指導の系統化を図るための校種間の連携に努めていきます。また、さまざまな問題に悩んでいる児童生徒に寄り添い、教師が深く関わりながら解決に向けた取組を推進します。

学校における人権教育では、子どもが自分の意見を発表し、他の子どもとともに、自分の考えで行動できる主体となるという側面を重視します。

さらに、学校において児童生徒、教職員の間に「人権文化」を育み、定着させるため、一人一人が人権を持っていて、社会のルールである法で守られていることを児童生徒に伝え、児童生徒間にいじめや差別などの人権侵害が生じた場合に、これを傍観せず、皆の問題としてとらえるように指導し、児童生徒や保護者に学校外の人権相談窓口も知らせる取組を実施します。

また、児童生徒は日々、家庭・学校・地域で過ごしており、学校だけでは解決できない問題も多く、人権教育は学校と家庭、地域とともに進めることが必要なことから、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。

就学前の乳幼児期は人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、そして人権尊重の精神を育むことにとって欠かすことができない重要な時期でもあることから、保護者をはじめ幼稚園・保育園等の関係職員への人権意識の高揚を図ることが大切です。

学校関係職員の研修では、学校長・園長等の研修会を開催することにより人権感覚を磨き、学校における望ましい人権教育、同和教育のあり方を考える機会とするとともに、外部の専門家や講師を招いた校内研修会などを開催し、教職員の人権意識を高めるとともに指導力の向上を図ります。

（４）社会教育施設における人権教育・啓発の支援

新潟市では、これまで公民館や図書館などの社会教育施設において人権について考える講座や講演会等を開催し、市民の人権意識の啓発に取り組んできました。

市民一人一人の人権が尊重され、偏見や差別を生み出さない社会を実現するためには、人権にかかる学習機会を提供するなど、市民の学習活動を支援することが重要となります。引き続き、人権にかかる講座や講演会等の開催、学習教材の提供、講師の紹介や派遣などに努め、地域に密着した人権教育・啓発活動に取り組んでいきます。

（５）民間団体における人権教育・啓発の支援

市内には趣味のサークルや自治会・町内会、非営利団体等、特定の共同目的を達成するための民間団体が多く活動していますが、この中には人権に関係するNGO/NPOの活動もあります。

これらの民間団体の目的はそれぞれ異なりますが、各団体は独自の活動のなかで人権問題解決に向けて自主的な取組をするなど、市民主体の人権活動として重要な役割を担っています。

今後は、このような民間団体の自主的な人権尊重への活動が、さらに充実されるよう情報の提供や情報交換の場の設定、団体の紹介などを行い、一人一人の人権が尊重され、「人権文化」を育み、定着される地域社会に向けて、市民と行政との協働による人権尊重のまちづくりに努めます。

（６）企業における人権教育・啓発の支援

企業は、公正採用の実施、適正な雇用管理、安全で働きやすい環境の確保をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子高齢化社会への対応、環境への配慮などさまざまな社会的役割を担っており、社会を構成する「企業市民」としての社会的責任を果たしていくことが求められています。

我が国において、すべての国民は憲法において基本的人権の一つとして職業選択の自由とともに、就職の機会均等が保障されています。就職の機会均等とは、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選択することができるということですが、そのためには雇用する側において公正な採用選考が実施され、採用後においても適切な人事管理が行われなければなりません。企業には、採用方針や採用基準、採否の決定など採用の自由が認められていますが、多くの人に働く場を提供する雇用主として、また、機会均等の確保を図る当事者として、女性、高齢者、障がい者、外国籍市民などの立場を十分に理解し、基本的人権を尊重した対応が求められます。

また、職場では、上司によるパワー・ハラスメントや顧客からのカスタマー・ハラスメント、同僚からのいじめなどが発生している場合もあり、その対応も求められます。

新潟市では、「市民意識調査」の結果なども踏まえ、企業において応募者の適性・能

力のみを基準として行う公正採用の実施、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備などが図られるよう、国・県等の行政機関と連携して法制度の周知や人権尊重の啓発を推進しつつ、企業の主体的な取組を支援していきます。

2 人権侵害の被害者への相談制度等の充実

社会情勢や社会構造の変化により、人権問題は複雑化・多様化しています。「市民意識調査」の結果からも、高齢者や障がいのある人、子どもなど、弱い立場にある人への人権侵害や女性に対するDV、ハラスメントなど、深刻な人権問題が日常的に起こっていることが分かります。そのため、人権教育・啓発を実施するとともに、個別の人権侵害の被害者への相談制度の充実が求められています。

新潟市では、人権問題をはじめとする総合的相談窓口として1959（昭和34）年から「心配ごと相談」、1970（昭和45）年からは「弁護士による無料法律相談」、2009（平成21）年からは「人権擁護委員による特設人権相談」などを開設してきました。

一方で、相談内容がいじめやDVなどの人権問題を含み、複合化、複雑化していることから、次の観点で引き続き相談制度等の充実を図っていきます。

（１）相談体制の充実

市民からの相談に対しては、新潟市の各分野における相談窓口間の情報共有・連携により適切に対応できるよう、また、必要に応じて、各分野の専門相談窓口、法務局や弁護士会、警察等関係機関の相談窓口へ導くことができるよう、相談担当者の資質向上に努めます。

（２）相談窓口の周知

市民が人権問題について悩みを抱えた場合、どこに相談すればよいかという問題に直面します。その場合に適切な相談ができるよう、相談窓口の周知を図ります。

（３）関係機関等との連携

人権課題への対応については、自治体だけでは解決できない課題が多いことや、相談窓口を広く周知する必要があることから、関係機関、NGO/NPOや関係団体などとの連携に努めます。

（４）救済制度の充実

新潟市では、配偶者等からの暴力や不登校・いじめ、子どもの権利侵害からの救済、犯罪被害者等支援などのさまざまな相談窓口を設けています。人権侵害を受けている人の相談を受けとめ、支援を行い、必要な場合には適切に救済が受けられる仕組みが必要です。関係行政機関や民間団体とも連携し、その充実に努めます。

第5章

分野別人権施策の推進

1 女性の人権について

<現状>

現在も女性であることを理由とした差別や不平等、不利益なことが多くあります。その根底には性別による固定的な役割分担意識があり、それが一般に女性の生きづらさにつながっているとの指摘がなされています。

1985（昭和60）年に我が国も批准した「女子差別撤廃条約」では「（男女の）区別は差別である」と明確に規定し、「社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要である」としています。

また、1995（平成7）年の第4回世界女性会議を契機に、DVや性暴力等の「女性への暴力」が女性への重大な人権侵害であることが確認され、その根絶に向けた動きが世界的な潮流となっています。

我が国では、これまでに「男女雇用機会均等法」、「男女共同参画社会基本法」、そして2015（平成27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されています。しかしながら、スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表する2024（令和6）年のジェンダー・ギャップ指数（GGI）では、日本は146か国中118位で、先進国の中で最低レベルとなっており、特に政治と経済の分野において、女性の参画が進んでいない状況です。また、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」が制定され、暴力の被害者は女性だけではないものの、被害者の多くは女性であることから、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けたさまざまな立法的な措置が講じられています。さらに、2022（令和4）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が制定され、性的な被害、家庭の状況等、様々な事情により日常生活、社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性への支援について、国・地方公共団体が施策を講じる責務があると明記されました。

新潟市では、1983（昭和58）年に婦人問題総合窓口を設置して以来、市民参画のもと男女平等に関する取組を進めてきました。そして、2005（平成17）年に「男女の人権の尊重」、「社会制度・慣行についての配慮」、「政策や方針決定の場への男女共同参画」、「家庭生活と社会生活の両立」、「男女の健康と権利」、「国際協調」を基本理念とした「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく行動計画により、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進しています。また、2011（平成23）年には「新潟市配偶者等からの暴力防止・被害者支援基本計画」を策定し、翌年、夫・妻、パートナーからの暴力から被害者を守るため、「新潟市配偶者暴力相談支援センター」を開設するなど、DVに関する相談から保護・自立まで切れ目のない総合的な支援を実

施してきました。さらに、2018（平成30）年には、「女性活躍推進法」に基づく「新潟市女性活躍推進計画」を策定しています。

令和5年調査では、「女性に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「男女の固定的な役割分担意識を押しつけられること」の回答が、平成30年調査よりも割合を伸ばし、回答が約半数を占めるとともに、「職場における男女の待遇の違い」の回答についても、平成30年調査よりも割合が減ったものの、約半数を占めていることから、依然として男女の固定的な役割分担意識が根強くあることがうかがえます。

また、「セクシュアル・ハラスメントや性暴力の被害者になること」の回答も、平成30年調査よりも割合が減ったものの3割半ばとなっています。また、「女性の人権を守るために必要なこと」の設問では、「働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を充実させる」を挙げる人が約6割で他の回答を大きく引き離しています。

<課題>

男女の人権の尊重と男女共同参画については理解が進む一方、職場をはじめとしたさまざまな場面において、男女の固定的な役割分担意識に起因する多くの問題が発生し、社会問題にもなっています。特に、女性差別、DV、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなど女性をめぐるさまざまな人権問題の解消は大きな課題となっています。

また、国による働き方改革が進められる中、男女が共に働きやすい職場環境の整備に向けて、ワーク・ライフ・バランスの意識醸成や啓発をより一層進める必要があります。

<施策の方向性>

職場や家庭、地域などあらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人一人がいいきと個性と能力を発揮できる社会の実現を目指し、新潟市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」を拠点に、講座の開催や情報の収集・提供、また情報紙による啓発活動に取り組むほか、男女共に希望に応じた多様な働き方を通して仕事と家庭生活を両立できる環境整備を推進します。

また、増加するDV相談には各種相談機関が連携し支援を行うほか、早期に適切な支援が受けられるようDV相談窓口の周知を図ります。加えて、DVやデートDVを未然に防ぐため、これらが重大な人権侵害であることについての若年層への啓発をより一層充実させ、DVを容認しない社会づくりを推進します。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

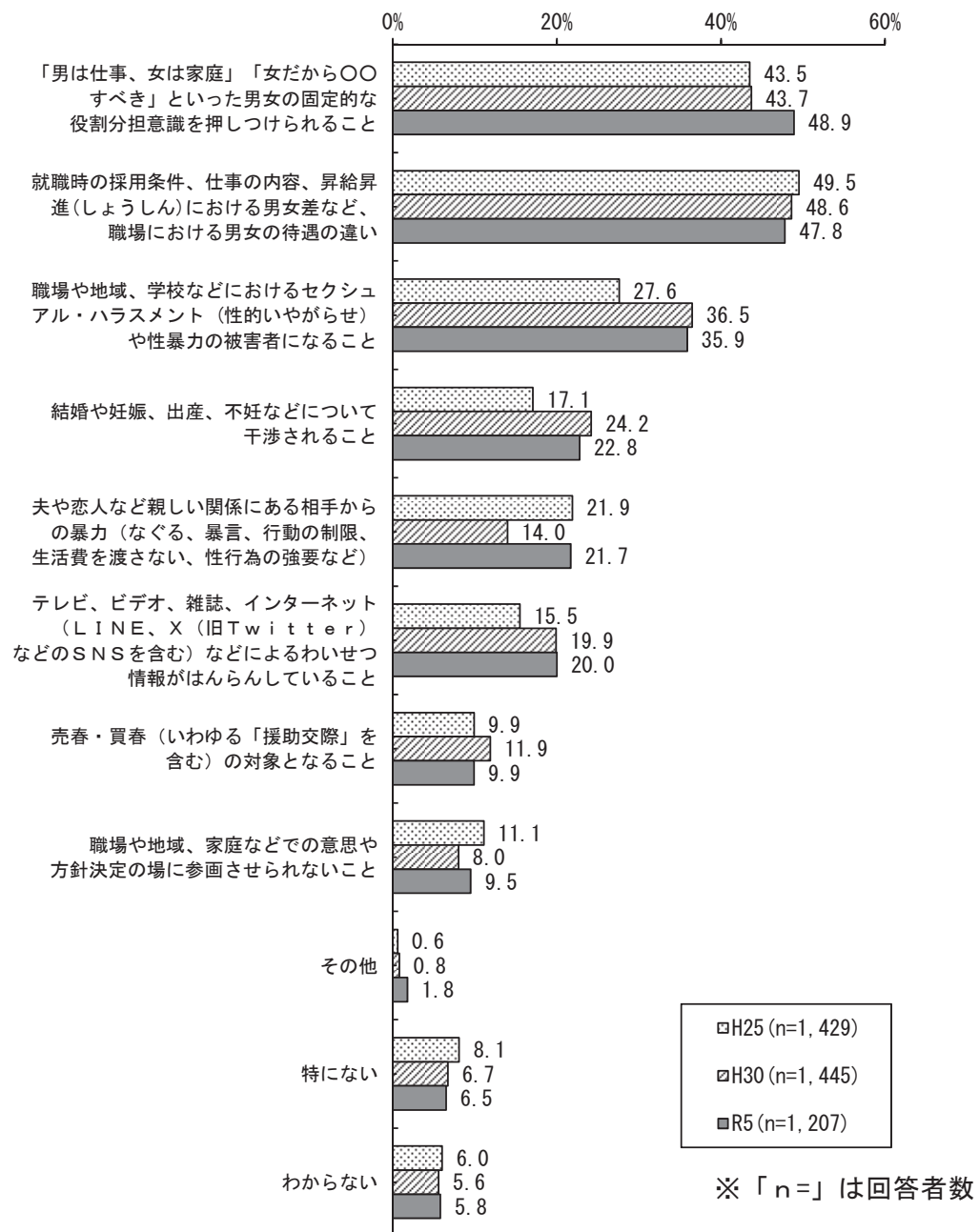
- ・第4次新潟市男女共同参画行動計画

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/shiminseikatsu/danjo4zikeikaku.html>

- ・男女共同参画に関する基礎調査

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/danjokyodo/jennda-toukei/chosatokei/kisochousa.html>

女性に対する人権侵害だと思うこと



2 こどもの人権について

<現状>

「児童の権利に関する条約」は、1989（平成元）年に国連において採択され、我が国は1994（平成6）年にこれを批准しました。しかし、核家族化や少子化による家族規模の縮小、地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立感の増大や経済的困窮等を背景に、児童虐待の相談件数が全国的に増加しているほか、いじめ、不登校等が社会問題化していることなどを踏まえ、こどもの置かれた個々の状況を考慮したよりきめ細やかな対応が必要となっています。

国においては、2023（令和5）年度より、「こども基本法」を施行しています。同法は、日本国憲法及び「児童の権利に関する条約」の精神に則り、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指し、こども政策を総合的に推進していくことを目的としており、続く同年12月には、「こども大綱」、「こども未来戦略」を策定し、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進しています。

本市においては、こどもが有する固有の権利を明らかにするとともに、これを守る大人の責務や役割を明確にすることにより、全てのこどもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちづくりを進めるため、2022（令和4）年度から「新潟市子ども条例」を施行しています。

また、2024（令和6）年度には、国が策定した「こども大綱」を踏まえ、「新潟市こども計画」を策定しています。同計画では、①こども一人一人の「最善の利益」を第一に考え、②ライフステージに応じて、こども・若者の状況に対応した支援を切れ目なく行い、③子育てに関わる全ての人々を支えることを施策方針として定め、これからのこども・子育て施策の方向性を定め、各施策を進めていくこととしています。

このような取組を着実に推進していくことにより、こどもは一人一人がかけがえない価値と尊厳をもった人間であり、こどもにとって権利とは、人間としての尊厳をもって自己実現し、自分らしく生きていくために必要不可欠なものであるとの理解が広がっていくものと考えます。また、こどもはその権利が守られ、最善の利益を保障されるなかで、豊かなこども期を経て成長することができると考えられ、こども自身が権利について学ぶことや行使することを通じて、こどもは権利についての認識を深め、権利を実現する力や他の者の権利を尊重する力を身につけることができるといえます。

令和5年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、「こどもに対する人権」との回答が約4.5割となり、市民の関心の高さが表れています。また、「こどもに対する人権侵害だと思うこと」に対し、「こども同士の暴力、仲間はずれ、無視などのいじめ」、「親・同居者・親族による虐待」の回答がそれぞれ5割、「親・同居者のしつけと称する体罰」、

「いじめを見て見ぬふりをする」の回答が約3割となっています。「こどもの人権を守るために必要なこと」に対しては、平成30年調査と比べると、「予防・解決・救済策の充実」は変わらず4割前後、「相談・支援体制の充実」「こどものための相談・支援体制を充実させる」の回答率が減少して、それぞれ4割前後から3割となり、「教職員や保育従事者、指導者等の人権意識の向上」の回答率が2割から3割に増加しています。

なお、令和5年調査から新たに加わった「新潟市子ども条例」の認知度については、「内容まで知っている」「知っている（聞いたことがある）」を合わせて約3割であり、周知がまだ十分ではないことが伺えます。

＜課題＞

こどもの人権を守るためには、こどもの権利について、権利の主体であるこどもはもちろん、これを守り尊重するため、おとなへの周知・啓発が必要不可欠です。こどもを一人の人間として尊重するとともに、複雑化、多様化するこどもが抱える問題の背景をしっかりととらえ、社会全体がこどもの権利や子ども条例を理解し、一体となって解決に取り組むことが大切です。

児童虐待はこどもの人権を著しく侵害し、こどもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、早期対応のみならず予防の段階での取組が重要です。

また、里親や児童養護施設をはじめとした社会的養護を必要とするこどもや、ひとり親家庭のこどものほか、ヤングケアラーなど、困難な状況にあるこどもは、さまざまな課題を抱えていることが多いことから、一人一人に寄り添った支援をしていくための体制、環境づくりが重要です。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

また、こどもが不審者から被害を受ける事案が発生しており、心と身体に傷を負うだけでなく、生命を脅かす危険な状態になることから、こどもを守る活動の推進が必要です。

＜施策の方向性＞

新潟市では、2023（令和5）年度から、「子ども条例」に基づき策定された「子どもの権利推進計画」を施行し、この計画に基づき、Ⅰ子どもの権利の普及・啓発と学習機会の確保、Ⅱ一人で悩まず相談できる体制づくりと権利の救済、Ⅲ自由に意見を表明し社会に参加するしくみづくり、といった施策の柱を基本としながら、様々な取組を進めています。そして、2024（令和6）年8月には、こどもの権利侵害に係る相談に対応し、権利の救済を図るための新しい相談窓口として「子どもの権利相談室（愛称：こころのレスキュー隊）」を開設しました。また、施設入所や里親委託等の措置の決定・変更・解除等に際して、児童相談所がこども本人から意見を聴取し、こどもの意向を十分勘案した上で組織として支援方法を決定するほか、児童相談所から独立し

た意見表明支援員が定期的に一時保護施設や児童養護施設を訪問し、こどもの意見表明支援する取組を2024（令和6）年度から開始しました。

このようにこどもの権利を尊重する環境が整いつつあるなか、これらの取組をさらに推進していくことにより、すべてのこどもが豊かな子ども期を過ごすまちづくりを目指していきます。

また、こどもの人権を侵害し、心身の成長及び人格形成に重大な影響を与える児童虐待については、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施し、市民への広報啓発を行うほか、児童虐待防止ネットワークの強化を図り、こどもを取り巻くすべての人々と連携した支援体制のもとで発生予防・早期発見・早期対応に努めます。

ヤングケアラーへの支援として、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、こども自身や保護者・支援者などのヤングケアラーへの理解促進を図るとともに当事者である子どものいる世帯を適切なサービスにつなぐように努めます。

いじめについては、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づくいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための対策を総合的かつ組織的に推進するための「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」を内容の充実を図り、実効性をより高めるため、2017（平成29）年に見直しを行いました。また、2018（平成30）年には、「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック」を作成（2022（令和4）年、2023（令和5）年に一部改訂）し、市内全教職員による初期対応の充実を図っています。さらに、2023（令和5）年には、「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」を作成し、各校の学級活動・道徳の授業において実施されています。いじめは、どの児童生徒にも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて引き続き取り組みます。

また、「新潟市いじめSOS」などの電話相談体制の整備や、「スクールカウンセラー」の全市立中学校配置、学校における生徒指導体制や教育相談体制の一層の整備を図るとともに、関係者や関係機関が連携して対応できるように、各中学校区単位で連絡協議会の開催を実施しています。不審者からこどもを守る活動の推進については「子ども見守り隊」をはじめとした保護者や地域住民との連携、警察及び「スクールガードリーダー」や関係機関との連携、不審者情報のメール配信などを進め、より迅速・正確な連絡体制の確立に努めます。

さらに、こどもや家庭が抱える背景が多様化・複雑化するなか、児童虐待などにより家庭での適切な養育を受けられないこどもが増加しており、社会全体で公的責任をもって養育し、保護する必要があることから、より家庭的な養育環境において安定した愛着関係を育み、親子関係の再構築に向けた支援を行うため、里親等の家庭的養育を優先するとともに、施設養育においては小規模化・地域分散化・高機能化を進める

など、社会的養護の充実を目指します。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

- ・新潟市こども計画（令和7年4月施行予定 ※R6年度策定中）

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/kodomomirai/shin-sukoyaka/sin-sukoyakamirai.html>

（※現行の新潟市子ども・子育て支援事業計画のURLを暫定掲載）

- ・新潟市子どもの権利推進計画（令和5年4月施行）

https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/info/kodomo_jourei.files/230327_kodomo_kenri_keikaku.pdf

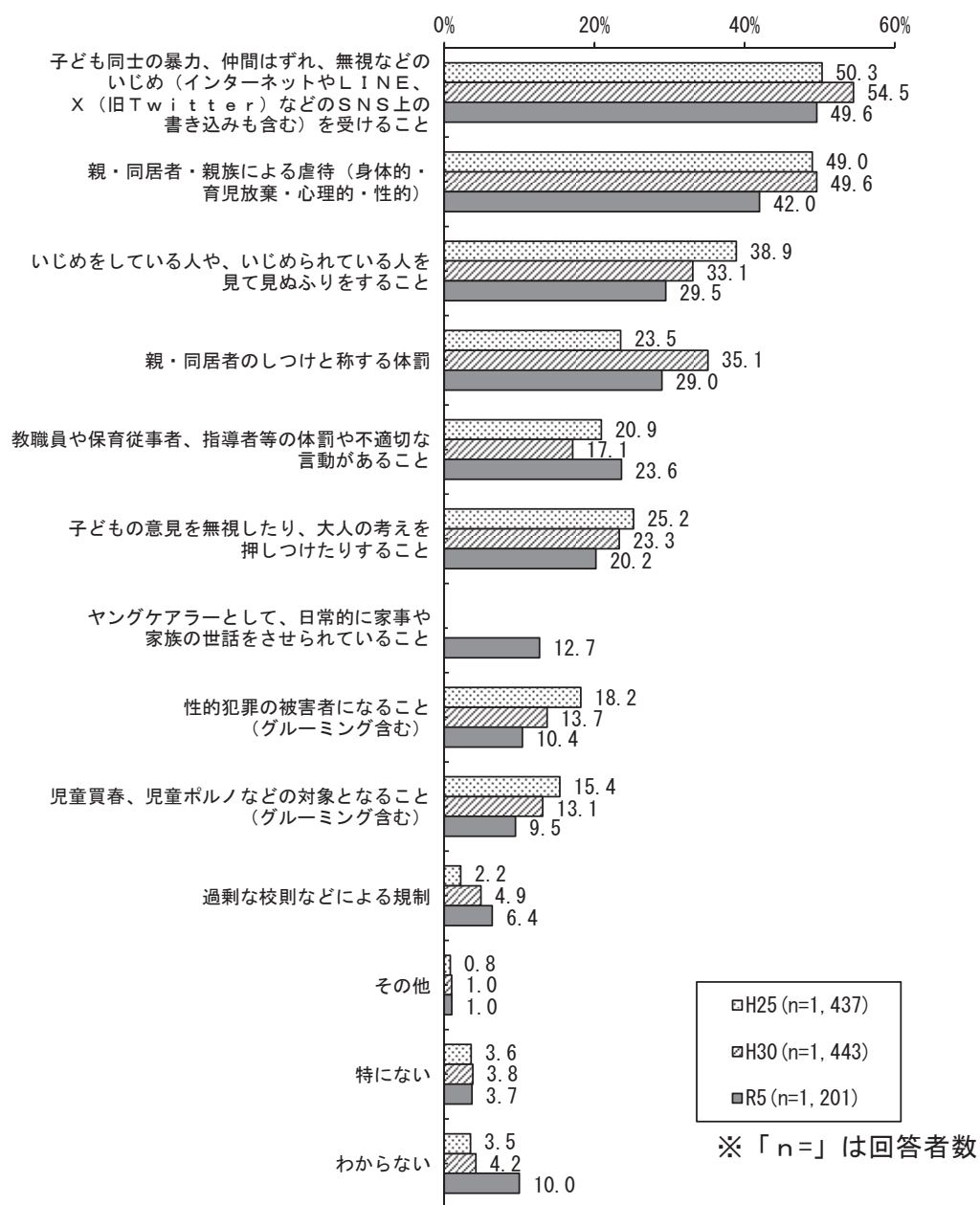
- ・新潟市子どもの権利推進委員会

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwakai/fuzokukikan/sechikikan/kodomomirai/kodomoseisaku/kodomokenri_iinkai/kenri_suisiniinkai.html

- ・新潟市子ども・若者の生活状況等に関する調査（令和4年11月）

<https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/ninshin/info/kodomo-wakamono.html>

子どもに対する人権侵害だと思うこと



3 高齢者の人権について

<現状>

団塊の世代が高齢者となり、今後、さらなる高齢化の進展に伴い、介護などの福祉サービスを必要とする高齢者がさらに増加することが予想されることから、今後も一層の高齢者施策を推進するとともに、一人一人の人権が尊重され、高齢者も差別を受けることなくいきいきと自立した生活を営み、生涯に渡り不安なく、お互いに支え合って暮らせる社会の実現を目指して取組を推進していくことが求められています。

新潟市では、介護保険制度が施行された2000（平成12）年より新潟市地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕を3年ごとに改訂し、高齢者が、住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、支え合いによる生活支援や疾病・介護予防を推進するとともに、介護サービス基盤の整備・充実を図り、自分らしく安心して暮らせる健康長寿のまちを目指してきました。

しかし、高齢化の進展が一層深刻化するにつれ、認知症高齢者の増加や、家庭や施設内で暴力や心理的被害・経済的被害を受けるなどの高齢者虐待が社会問題化しています。高齢者への虐待は発生するケースに複雑な家庭事情なども絡むことが多いため、表面化しづらく、これまで家庭や施設内の問題として見過ごされてきました。

このような中、2006（平成18）年には、高齢者の尊厳の保持にとって、高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が制定され、虐待の防止や虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援について定められ、高齢者虐待に対応できる体制の整備が進められています。新潟市においても、2007（平成19）年度に「新潟市高齢者虐待防止マニュアル」を策定し、2012（平成24）年度、2019（令和元）年度にそれぞれ内容や報告様式などを改訂し、より適切な対応ができるよう、虐待防止担当職員を対象とした育成研修や高齢者福祉施設の管理者等を対象とした研修会を実施する等、周知・啓発や体制づくりの整備を進めています。

令和5年調査では、「高齢者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「経済的自立が困難」、「悪徳商法や特殊詐欺の被害者が多いこと」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ない」、「身寄りがなく必要な医療や介護が受けられない」の回答がそれぞれ3割前後となっています。また、「高齢者の人権を守るために必要なこと」については、「自立して生活できる環境」、「高齢者も利用しやすい公共施設や交通機関の整備」、「地域における見守り・支援体制の充実」の回答が3割を超えています。

<課題>

経済的自立を図るため、高齢者が働ける場所や能力を発揮できる環境の確保が求められています。また、高齢者をさまざまな消費者被害から守るため、さらなる相談・支援体制の充実が求められています。さらに、認知症高齢者の増加に対する対策も求

められています。

＜施策の方向性＞

高齢者が差別されることなく、働ける場所が確保され、かつ能力が発揮でき、経済的に自立できる社会の実現を目指します。

また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えることにより、高齢者の孤独死や自殺、高齢者の3つの大きな不安である「健康」、「お金」、「孤独」をきっかけとした消費者トラブルが増加していることから、今後も高齢者世代同士も含めたすべての世代が支え合い、高齢者自身も自らの人権を認識し、自立した生活が継続できるよう、豊かな長寿社会の実現を目指します。

さらに、高齢者の人権を尊重し、虐待などの人権侵害を未然に防ぐためには、行政だけでなく介護・福祉サービス事業者等や市民と関係機関が相互連携した早期発見・対応が重要であり、人権意識がさらに根づくよう関係者への研修の充実や相談体制の整備・連携の強化に努めていきます。

認知症施策の推進については、理解を深めるための普及・啓発等、さまざまな施策を展開することにより、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳を保ち、安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

＜施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等＞

- ・新潟市地域包括ケア計画 [新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/fukushi/koreisha/keikaku2024.html>

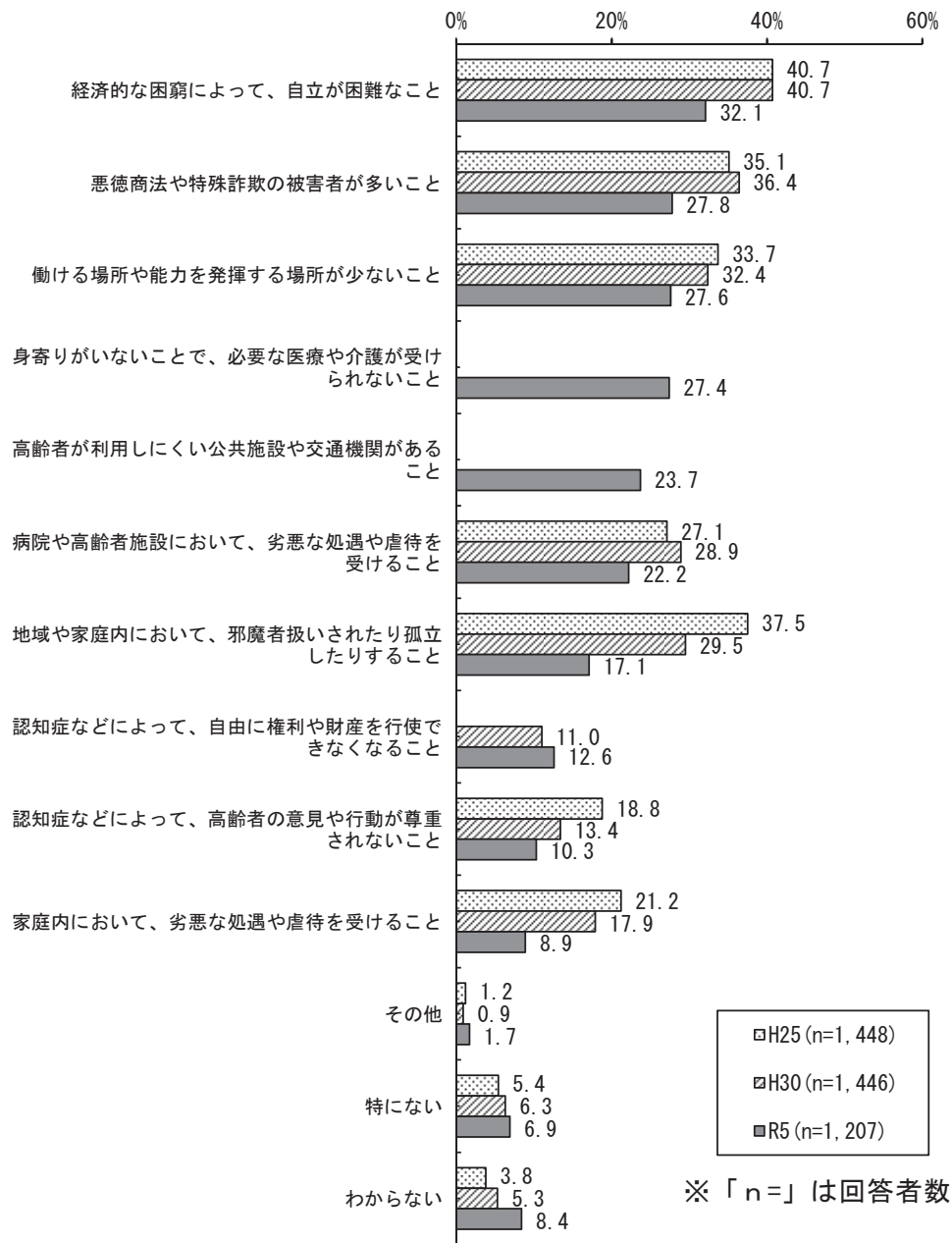
- ・新潟市介護保険事業等運営委員会

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwakai/konwakai/sonota/fukushi/koreishien/kaigohokeniinkai/index.html>

- ・健康とくらしの調査、在宅介護実態調査

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/kaigo/chiikihoukastukeakei/houkatsucare20201202.html>

高齢者に対する人権侵害だと思うこと



4 障がい者の人権について

<現状>

障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病、その他の心身の機能の障がいがあり、その障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者）に関する法制度は大きく変化しており、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」が2006（平成18）年に国連総会において採択されてから、我が国は条約を締結するため、労働・教育・福祉などさまざまな国内法の整備を行いました。

2011（平成23）年には、障がいの有無に関わらず人格や個性を尊重しあう共生社会の実現や合理的配慮について定めることなどを目指して「障害者基本法」が改正されるとともに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が制定されました。2012（平成24）年には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（制定時は「障害者自立支援法」、2012（平成24）年改正で「障害者総合支援法」）が制定され、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」がまとめられました。

また、2013（平成25）年には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正されるとともに、「障害者差別解消法」が制定されました。

さらに、2018（平成30）年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」が施行され、障がい者が個性や能力を発揮し、社会に積極的に参加できる機会の創出に向けた動きが盛んになっています。

加えて、2019（平成31）年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の施行を経て、2024（令和6）年10月8日に成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が施行され、その前文で、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて深刻に責任を認めるとともに被害を受けられた方に対し、心からの謝罪と、いわれのない偏見と差別を根絶する決意が述べられています。

新潟市では、2007（平成19）年に「新潟市障がい者計画」、2012（平成24）年に「第2次新潟市障がい者計画」、2015（平成27）年に「第3次新潟市障がい者計画」、2021（令和3）年に「第4次新潟市障がい者計画」を策定し、さらに2016（平成28）年には「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「共生条例」という。）」を施行し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指して障がい者施策を推進しています。

なお、「共生条例」の基となる「障害者差別解消法」は、2021（令和3）年改正で事業者による合理的配慮の提供が義務化され、2024（令和6）年4月に施行されたところですが、新潟市では「共生条例」の施行と同時に事業者による合理的配慮の提供を義務化し、社会のバリアを取り除くために障がい者と事業者が話し合い、相互に理解し合いながら共に対応案を検討するよう努めています。

令和5年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、「障がい者に対する人権」との回答が5割を超え、市民の関心の高さが表れています。また、「障がい者に対する人権侵害だと思うこと」に対し、平成25年、30年調査と同様に「働ける場所や機会が少なく不利益な条件も多い」、「理解が不十分である」と回答した割合が高く、5割程度を占めています。また、「障がい者の人権を守るために必要なこと」に対しては、「相談・支援体制の充実」、「就業機会の確保」の回答がいずれも4割近くとなっています。障がい者への就労支援と、市民への理解の促進に係る部分について課題があると考えられる方が多いことが分かりました。

<課題>

「共生条例」が施行後8年経過しましたが、第51回市政世論調査（令和6年度）の調査結果によれば、その認知度は37.3%と低く、認知度の向上が喫緊の課題となっています。「共生条例」の趣旨等を知らないということは、「共生条例」が禁止している障がいを理由とした不利益な取り扱いや合理的配慮を行わないなどの差別を認識できないことにつながる可能性があります。また、差別相談専門窓口による早期のアプローチが行えず、事態が深刻化する可能性もあります。そうした事態を防ぐために、「共生条例」の趣旨や内容、障がい者差別相談の専門窓口の存在について、一人でも多くの市民に知っていただく必要があります。

<施策の方向性>

我が国では「障害者権利条約」を批准し、障がい者の権利に関する各種の法整備により、障がいを理由とする差別の解消などが進んでいますが、社会全体の課題として共生社会づくりに取り組んでいく必要があります。市内4ヶ所に設けた基幹相談支援センターと連携して差別解消に向けて取り組むと同時に、障がい福祉に従来関わりのなかった市民に対する理解の促進事業も積極的に推進していきます。（差別相談専門窓口の設置、共生条例の普及・啓発に向けた「ともにプロジェクト」の実施など）

就業機会の確保や雇用の促進については、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための市の方針に基づき、障がい者就労施設等からの受注機会及び民間企業における雇用や就職機会の拡大を図ります。（障がい者施設等からの優先調達推進方針、まちなかほっとショップの運営など）

また、障がい者就業支援センターにおいて、就労を希望する障がいのある人の相談から就職後の定着支援まで一貫した支援を実施し、雇用率の向上を目指します。（障がい者就業支援センターの設置・運営、障がい者雇用セミナーの開催など）

今後も「障害者権利条約」や「共生条例」の趣旨にかんがみ、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない「共に生きる社会」の実現を目指し、施策の充実に努めます。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

- ・新潟市障がい者施策審議会

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwakai/fuzokukikan/sechikikan/fukushi/shogai/fuzoku1.html>

- ・新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例推進会議

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwakai/fuzokukikan/sechikikan/fukushi/shogai/suisinn.html>

- ・第4次新潟市障がい者計画、第6期新潟市障がい福祉計画、第2期新潟市障がい児福祉計画

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/fukushi/keikaku.html>

- ・障がいのある人全般を対象としたアンケート（令和5年度）

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwakai/fuzokukikan/sechikikan/fukushi/shogai/fuzoku1.files/R5.2_sanko2_ankeitotyosakekkasisaku.pdf

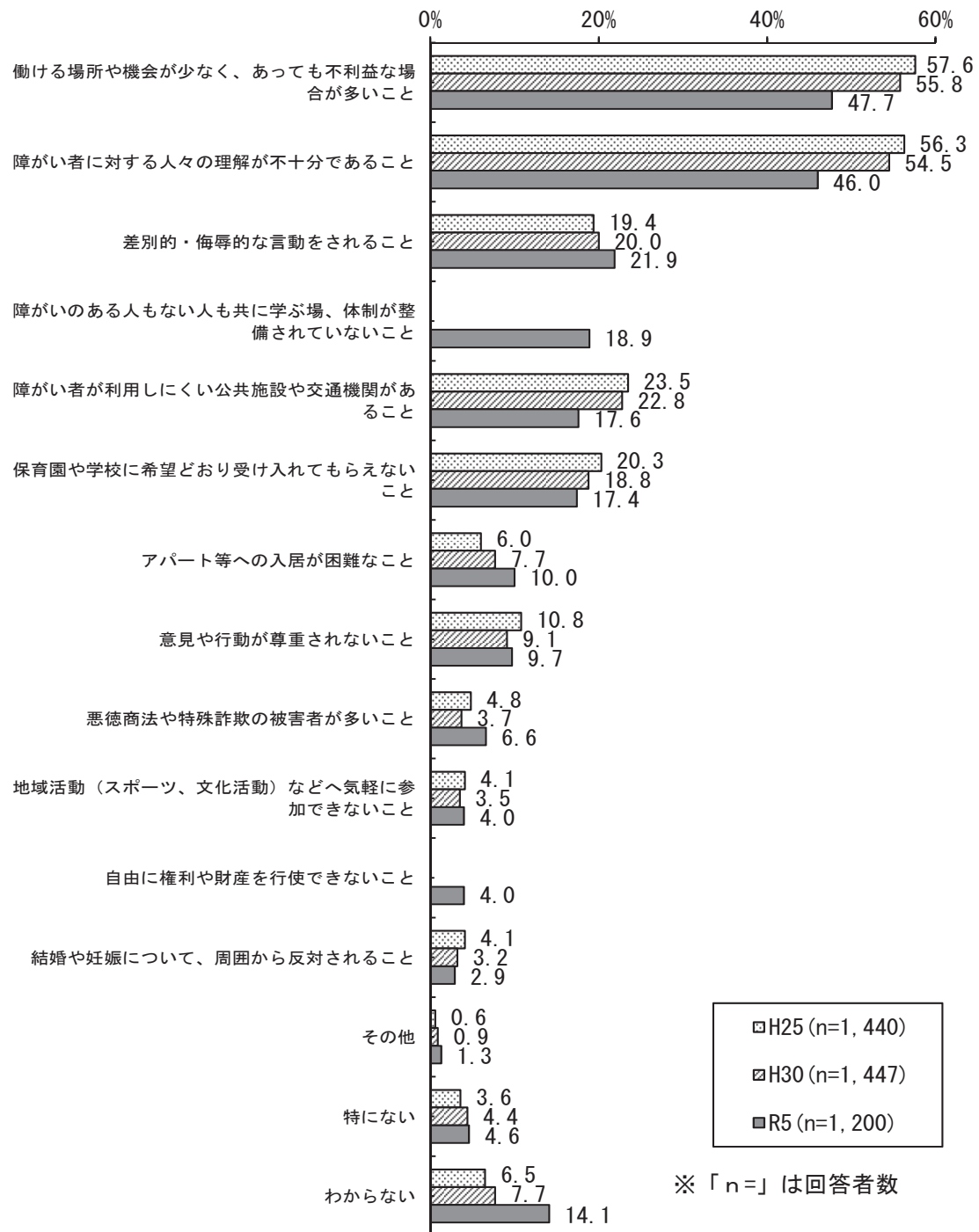
- ・障がいのある子どもとその保護者を対象としたアンケート（令和5年度）

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwakai/fuzokukikan/sechikikan/fukushi/shogai/fuzoku1.files/R5.2__sanko3_ankeitotyosakekkajido.pdf

- ・第51回市政世論調査（令和6年度）

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/kocho/yoron/kocho20241023.html>

障がい者に対する人権侵害だと思うこと



5 同和問題について

<現状>

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

1965（昭和40）年に総理大臣の諮問機関である「同和対策審議会」から提出された答申において、同和問題の早急な解決は国の責務であり国民的課題であるとされ、1969（昭和44）年の「同和対策事業特別措置法」以来、同和対策の特別措置法が2002（平成14）年3月末に失効するまでの33年間、同和問題解決に向けた取組が全国で実施されました。2016（平成28）年には、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別解消推進法」が施行され、現在もなお部落問題が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを指摘するとともに、地方公共団体は地域の実情に応じた施策の実施に努めることとしています。

しかし、「被差別部落」に対する偏見や差別意識は根強いものがあり、1975（昭和50）年には、全国の同和地区の所在地や戸数、主な職業などが記載された「人事極秘・特殊部落地名総鑑」など同種の書籍（総称として「部落地名総鑑」と言われる）が企業や興信所などに売買され、就職者や婚約者の身元調査に使用されていたことが発覚し、大きな社会問題になりました。

そのほかにも、2005（平成17）年には、行政書士や司法書士の関与により戸籍謄本など1万枚以上が不正取得されたことが発覚し、部落差別の原因となる身元調査に使われたことが大きな社会問題になり、本市でもこうした戸籍謄本などの不正取得があったことが分かりました。このようなことから、戸籍謄本などの不正取得を抑止することを目的とした「本人通知制度」が全国に広がり、本市は、2018（平成30）年に同制度を導入しています。

また、インターネットやSNSの普及により、様々な情報を簡単に入手できる一方で、その匿名性を悪用して、特定の地域を同和地区であることを吹聴するなど、差別を助長・誘発する情報を意図的に流布する行為が大きな社会問題となっていることから、本市では定期的にWebサイトを巡回し、問題を発見した際はこれらの情報の削除を求めるモニタリング事業を実施しています。

一方、本市で発生した部落差別事件としては、1985（昭和60）年に市立高校で教師から部落差別を助長する発言があったとして問題になり、これを本市における同和対策の遅れを示す事件ととらえ、市教育委員会は教職員の同和教育研修などに努めてきました。

しかし、市郷土資料館で開催した1989（平成元）年の「新潟の歴史を語る資料100選展」、1991（平成3）年の「昔の新潟を語る地図・写真展」で被差別地区の特定につながる古絵図を何の説明も加えないままで展示し、さらにこの古絵図を本市のパンフレットなどに何度も利用していました。このことは同和問題に関する市民への啓発活動がされていない状況にあっては、差別の拡散や助長につながることから、同和問題に対する認識が不足していたとして1993（平成5）年に「新潟市同和対策基本方針」を定め、「同和対策連絡調整会議」を設置しました。また、本計画に基づく人権教育・啓発施策を推進するため、2009（平成21）年に全庁的に組織する「新潟市人権教育・啓発庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）」を設置しました。しかし、同年に「奨学金募集要項申請書」の中に人権に配慮を欠く記載欄があったため、募集要項を訂正のうえ配布済み関係書類の差し替えと回収を行い、併せて、全庁の申請書類に同様の記載項目がないか確認を行いました。今後も継続して確認を続け、不必要な記載欄をなくすように努めています。

また、2011（平成23）年に、市立学校長を会長とする「新潟市同和教育研究協議会」が結成されたことから、同協議会と連携・協働して、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、真に人権尊重の社会を実現するために、同和教育に関する研修、啓発及び実践を推進しているほか、2023（令和5）年に、「新潟市人権教育・同和教育推進委員会」を立ち上げ、児童生徒一人一人に鋭い人権感覚を育む教育を推進するため、本市教職員の人権教育、同和教育に係る意識の向上を目指しています。

令和5年調査では、「日本の社会には、人権に関わる課題がいろいろありますが、あなたは、どの人権に関心がありますか」に対し、平成30年調査よりも、「同和地区（被差別部落）出身者に対する人権」との回答が2.7ポイント増加したものの、未だ1割台と市民の関心が低く、2016（平成28）年に施行された「部落差別解消推進法」に対する認知度も「名前だけ知っている」を入れても、平成30年調査よりも約2ポイント増加しているものの、3割台に留まる結果でした。一方、第三者による身元調査については9割近くが「すべきでない」とし、「日ごろ、親しく付き合っている人が同和地区の人であることがわかった場合」についても9割の人が「これまでと同じように付き合う」と回答しています。また、「同和問題を解決するために必要なこと」に対し、平成30年調査と同様に「市民一人ひとりが正しい理解を深めるように努力する」の回答が4割台であるとともに、「学校や地域における同和教育」の回答が4割あり、引き続き人権教育・同和教育の推進が必要と考えられます。「同和問題を知ったきっかけ」に対し、学校の授業で教わった割合は10歳代、20歳代の若い年代で高い数値を示しており、加えて「現在の同和問題の状況」では「あると思う」とする回答が10歳代においてもっとも高い数値であることから、学校での同和教育が同和問題を知る大きなきっかけになっていることがうかがわれることから、学校における同和教育の重要性を示しています。

<課題>

同和問題については、知らない世代が増えたことから、放っておけば忘れられる「寝た子を起こすな」という考え方が根強くありますが、同和問題の解決には、こうした認識の解消が必要であり、そのためには厳しい差別の現実には深く学び、そこから被差別者の痛みや悲しみを共有し、「差別を許さない」とする共感と連帯の輪をこれからも広げていく必要があります。

また、情報化の進展に伴い、インターネット上の差別的書き込み等の問題も発生しています。

<施策の方向性>

同和問題に関する誤った認識や偏見をなくするためには、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を深めることが何より重要なことから、本市職員や教職員への研修の充実に努め、人権問題や同和問題に対する職員の意識向上を図るとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協働して人権教育・啓発に取り組み、学校での同和教育や市民の人権意識啓発に努めます。

また、インターネット上の人権侵害の事実の早期発見に努め、それを確認した場合または相談を受けた場合は、法務局や警察などと連携を図りながら対応します。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

- ・人権教育・啓発に関する基本計画（法務省）

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html>

- ・部落差別の解消の推進に関する法律

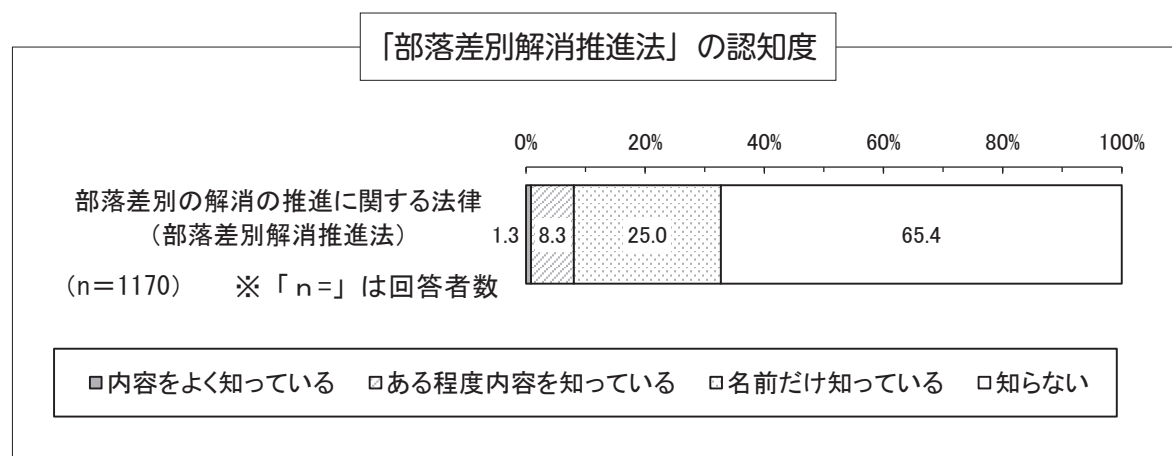
<https://laws.e-gov.go.jp/law/428AC1000000109/>

- ・部落差別の実態に係る調査結果報告書（法務省）

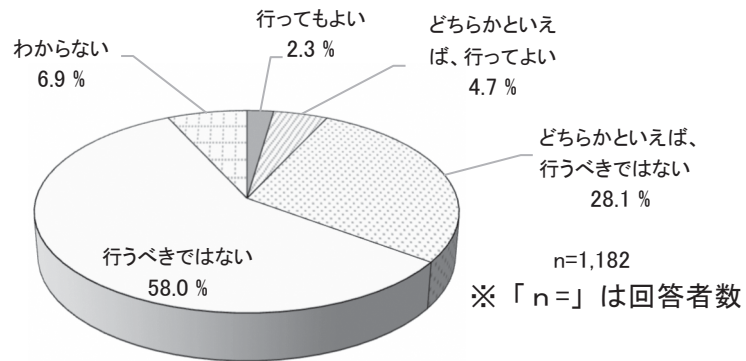
<https://mo.go.jp/content/001327359.pdf>

- ・公正な採用選考について（厚生労働省）

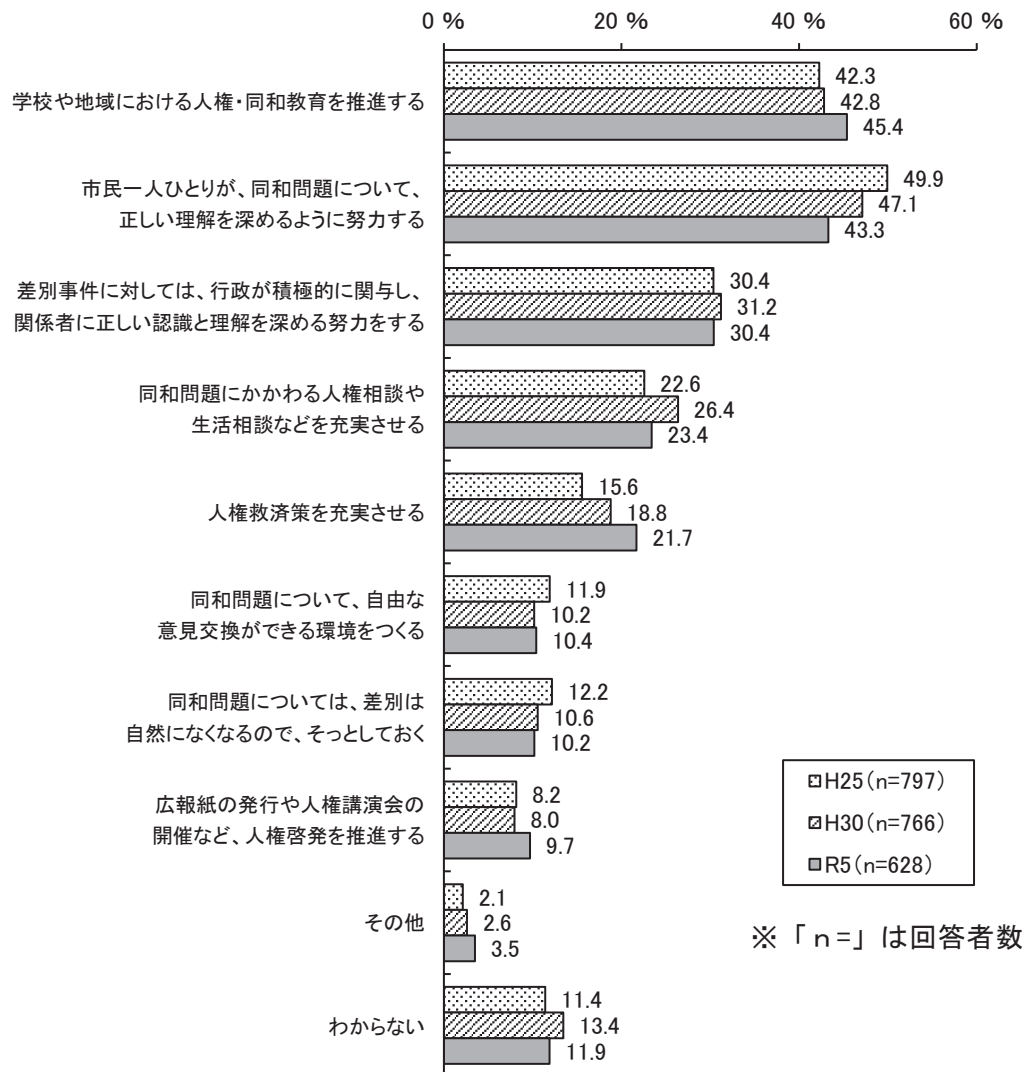
<https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/topics/saiyo/saiyo.htm>



第三者による身元調査の実施についての考え



同和問題を解決するために必要なこと



6 外国籍市民等の人権について

<現状>

現在、新潟市には7,119人（2024（令和6）年12月末日現在）の外国籍市民が暮らし、全人口に占める構成比は約0.9%となっています。また、日本国籍であっても、両親のいずれかが外国籍である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがある多様な文化的背景を持つ人々が暮らしています。

国では、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受け入れを図るための「出入国管理及び難民認定法（入管法）」を改正し、2019（平成31）年に施行しています。あわせて、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」や「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」を策定し、新たな外国人材受入れに伴う生活者としての外国人の支援が図られています。また、外国人材受け入れを拡大する新制度の開始に伴い、「日本語教育の推進に関する法律」が制定され、国や自治体には、国内で暮らす外国人などへの日本語教育を推進することが責務とされました。

また、2016（平成28）年には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されています。これは、日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような言動の解消を目的としています。

新潟市では、増加する外国籍市民等との共生社会推進に全庁的に取り組むため、2024（令和6）年8月に「新潟市外国人との共生社会推進本部」を設置しました。推進本部を中心として、組織横断的に外国人にも暮らしやすい環境づくりに取り組み、外国籍市民等との共生社会を推進していきます。

令和5年調査では、「外国籍市民等に対する人権侵害だと思うこと」に対し、平成30年調査と同様に「外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が少ないこと」、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」、「生活に必要な情報の提供や説明が不十分であること」の回答がそれぞれ3割近くを占めました。「外国籍市民等の人権を守るために必要なこと」に対しては、「外国語による相談の場を増やす」の回答が4割となっています。「相互理解と交流を深める」の回答は3割ありますが、平成30年調査、平成25年調査よりも急速に減っています。「ヘイトスピーチ解消法」についての認知度は、「内容をよく知っている」と「ある程度内容を知っている」を合わせて1割にとどまっています。

<課題>

外国につながりがある多様な文化的背景を持つ市民の中には、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、生活に不便をきたしたり、行政サービスを受ける機会を逃すケースが見受けられたり、近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく、社会の中で孤立する場合があります。

また、「ヘイトスピーチ解消法」については、その認知度を高める必要があります。

＜施策の方向性＞

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生社会」の実現に向け、公益財団法人新潟市国際交流協会や民間団体との連携のもと、文化や生活習慣の違いを理解する国際理解事業を通じて、多様な文化に対する市民の理解を広げるとともに、やさしい日本語や外国語による情報提供、相談体制の充実、日本語講座の開催などを実施し、困難な状況に直面している人々への支援を図り、外国籍市民等が地域社会の一員として安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また、多様性（ダイバーシティ）の尊重や社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）についての意識を醸成するとともに、「ヘイトスピーチ解消法」の認知度を高めるよう市民啓発に取り組みます。

＜施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等＞

（出入国在留管理庁）

- ・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001420481.pdf>

- ・外国人との共生社会の実現に向けた ロードマップ

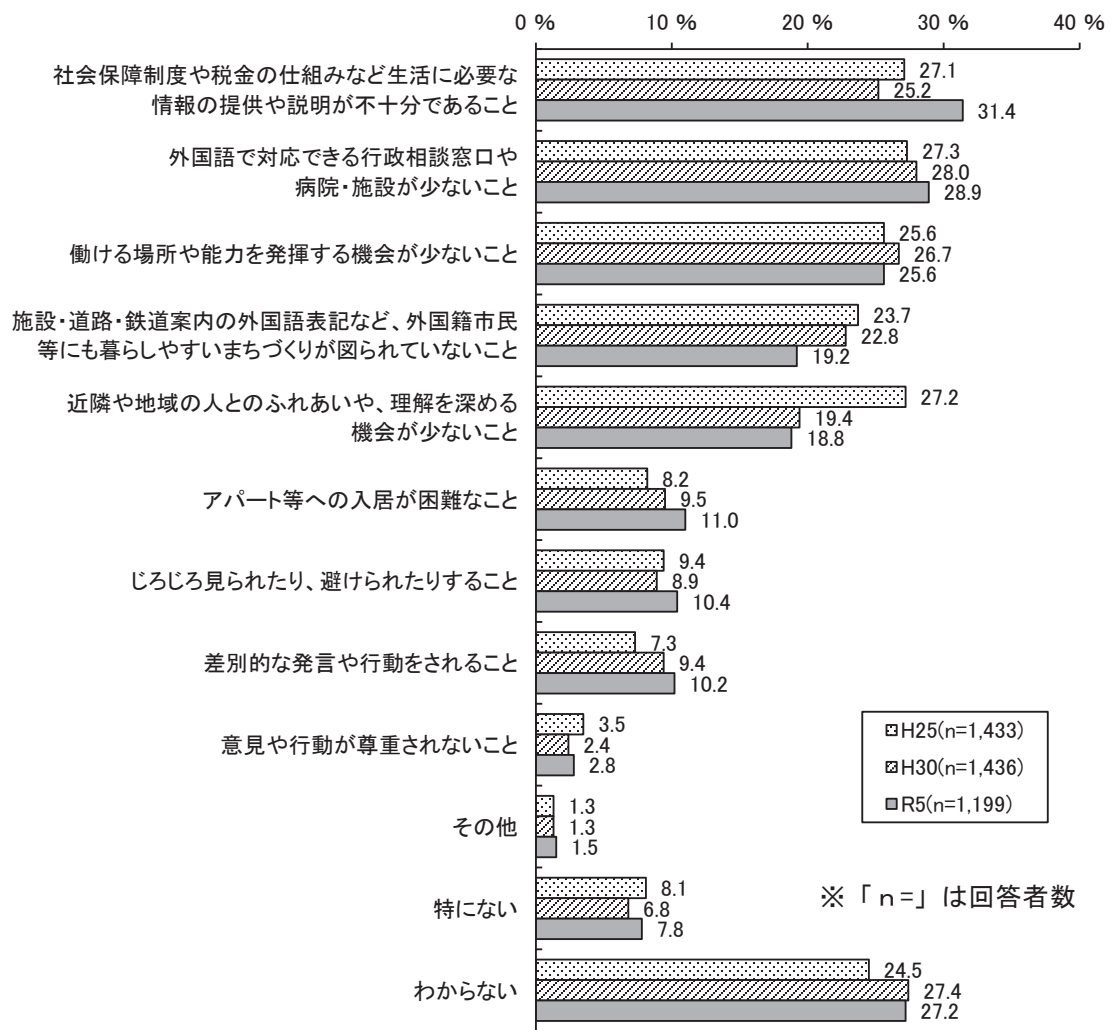
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001420460.pdf>

（文化庁）

- ・日本語教育の推進に関する法律

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/pdf/r1418257_02.pdf

外国籍住民に対する人権侵害だと思うこと



7 HIV感染者等の人権について

(1) HIV感染者等

<現状>

HIV感染症はHIV（ヒト免疫不全ウイルス）による感染症です。HIVは感染すると、免疫の司令塔の役割を持つ細胞（CD4陽性リンパ球）に感染し、その細胞内で増えていきます。HIVに感染したCD4陽性リンパ球は次々と破壊され、それによって身体の免疫力が低下します。免疫機構が破壊され、免疫不全状態となり、国の定めた23の指標疾患が診断されるとエイズ発症となります。

1980年代に初めてエイズ患者が発見された当時は日本でもエイズパニックとなり、エイズ＝死というイメージを人々の中にもたらしました。1996年に多剤併用療法が登場するまで、エイズは発症すると有効な治療法がなく、死の病気とされていました。

HIVは感染力が非常に弱く、感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。また、早期発見と治療をすることで、エイズの発症を遅らせたり、治療効果を高めたりすることが可能となっています。現在は医療技術の進歩により、1日1錠治療薬を飲むことで、HIVの増殖を抑え、免疫機能を維持できるようになり、HIVに感染する前と同じような生活ができるようになりました。また、適切な治療を受け、HIVのウイルス量が検査しても検出されないレベルまで減ると、性行為であっても他者にHIVを感染させないことがわかっています。

2018（平成30）年に内閣府が実施した「HIV感染症・エイズに関する世論調査」では、エイズについてどのような印象を持っているかの問いに「死に至る病気である」を挙げた者の割合が52.1%でした。また、HIV/エイズに関する最新情報を知っているかの問いには、「全て知らない」が35.1%、「わからない」が10.0%でした。医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方で、HIV/エイズに関し、正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえず、そのためにHIV感染者等への差別や偏見は依然として残っています。世界レベルでHIV/エイズのまん延防止とHIV感染者/エイズ患者に対する差別・偏見の解消を目的に、世界保健機関（WHO）が世界エイズデー（12月1日）を制定し、世界各国でHIV/エイズに関する啓発活動を行っています。また、厚生労働省が6月1日から6月7日をHIV検査普及週間と定めており、国内で啓発や検査を実施しています。

我が国の新規HIV感染者/エイズ患者報告数は、2013（平成25）年をピークに、徐々に減少し、現在では年間1000件を下回っています。しかし、エイズを発症した状態で初めて診断される報告が約3割であることから、引き続き社会全体で総合的なエイズ対策を実施していくため、エイズ予防指針に基づき効果的な普及啓発や発生動向調査の強化などを推進しています。

新潟市では、HIV感染者/エイズ患者の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、学校向けの講座や、病院・福祉施設・市の職員向けの研修会等を行い、

HIV/エイズに対する正しい理解の促進に取り組んでいます。また、リーフレットの配布や、世界エイズデー、HIV検査普及週間に合わせてラジオやSNS等で啓発を行い、人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進を図っています。

令和5年調査では、「HIV感染者等に対する人権侵害だと思うこと」に対し、「わからない」が約5割と最も多く、平成30年調査に比べても回答率が増えました。また、「HIV感染者等の人権を守るために必要なこと」に対し、回答率は減少したものの、「医療体制やカウンセリング体制の充実」、「正しい知識を義務教育の中でも教育する」との回答が4割を超えています。

<課題>

2013（平成25）年をピークにHIV感染者/エイズ患者が減少傾向にあり、HIV/エイズについてニュース等で聞く機会が減少したこと、HIV/エイズにどのような背景があるのかを知らない若い世代が増えたこと、身近にHIV感染者/エイズ患者がいない状況が、内閣府の調査や今回の調査結果にも出てしていると推察されます。これらを踏まえてHIV/エイズについての正しい知識の普及、差別・偏見をなくしていく取組を継続していくことが重要です。

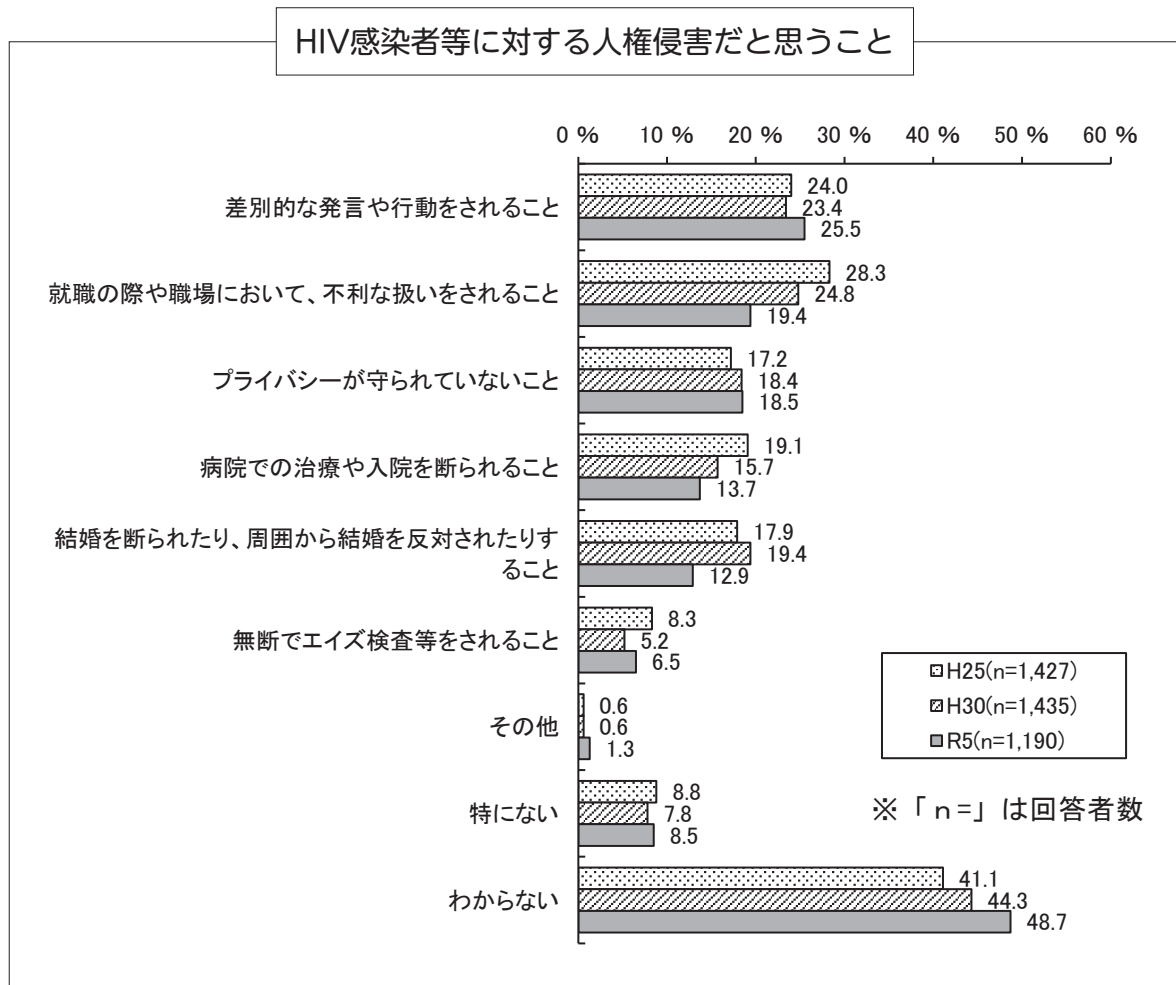
<施策の方向性>

今後もHIV感染者/エイズ患者等に対する偏見や差別の解消のため、世界エイズデー関連行事、中学・高校等の健康教育や保健所で実施している無料匿名のHIV/エイズ相談・検査等、さまざまな機会を通じて人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動をさらに推進していきます。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

- ・2018（平成30）年に内閣府が実施した「HIV感染症・エイズに関する世論調査」

<https://survey.gov-online.go.jp/hutai/h29/h29-HIV.html>



(2) ハンセン病患者等

<現状>

ハンセン病は、感染力が弱い「らい菌」による感染症であり、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、皮膚に様々な病的な変化が起こることがあります。万一、発病しても適切な治療で完治することができ、現代においては感染することも発病することもほぼありません。しかし、治療法がない時代は、体の一部が変形する外観の特徴などから、恐ろしい伝染病であると考えられ、患者やその家族も偏見や差別の対象にされることがありました。明治後期以降、ハンセン病患者を強制的に収容する「強制隔離政策」が行われ、偏見や差別が助長されました。

1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止され、ようやく患者隔離政策に終止符が打たれ、2001（平成13）年には患者隔離政策を違憲とする熊本地裁判決が出ました。

しかし、この長年にわたる隔離政策などが患者等に対する偏見や差別を招き、誤った認識がなかなか改められず、2003（平成15）年には熊本県内のホテルが「他の利用客に迷惑がかかる」としてハンセン病元患者の宿泊を拒否する差別問題が起きました。

また、2023（令和5）年に厚生労働省が初めて行った意識調査の結果、「ハンセン病について自分が偏見や差別の意識を持っているかどうか」の問いに、「持っている」

と回答した割合は35.4%にのぼり、今なお社会に根強く存在する偏見や差別意識がハンセン病患者等に苦痛や苦難を与え、社会復帰を妨げる原因となっています。

<課題>

令和5年調査によると、現在の日本においてハンセン病が「感染しても発症に至ることがまれな病気である」という設問について、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合は35.0%であり、ハンセン病についての正しい知識が浸透しているとは言えない状況です。また、ハンセン病強制隔離政策の認知度も過半数を割るなど、認知度が十分でないことが明らかになりました。患者・元患者・家族等への差別や偏見を解消するために、正しい知識の普及・啓発を続けていく必要があります。

<施策の方向性>

今後とも県や関係団体が実施するハンセン病療養所訪問事業に職員を派遣し、過去に行われた施策や現状について学び、理解を深めるとともに、パネル展等の事業に協力するなど、人権に配慮した正しい知識の普及・啓発活動の推進に努めます。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

・ハンセン病問題に係る全国的な意識調査 報告書（2024年3月）

https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/hansen_survey/index.html

8 新潟水俣病をめぐる人権について

<現状>

新潟水俣病は、阿賀野川への工場排水に含まれていたメチル水銀が川魚の体内に濃縮蓄積され、それを流域の住民が食べ、体内に取り込まれたことによって起きた公害です。

主な症状としては、手足の感覚障害をはじめ、運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、聴力障害などが挙げられます。

この新潟水俣病は、流域住民に健康被害をもたらしただけでなく、被害者やその家族に対し、病気を理由とした偏見や差別を生み、地域社会にも深刻な問題をもたらしました。認定申請や裁判を巡っても「金銭（補償金）目的」、「ニセ患者」、「補償金で水俣御殿を建てた」などと中傷されたり、ねたまれることがあり、精神的にも深く傷つけられました。

2013（平成25）年、熊本市及び水俣市で約140か国が出席した外交会議及びその準備会合が開催され、「水銀に関する水俣条約」が全会一致で採択され、2017（平成29）年に発効しました。それに伴い、我が国は水俣病の教訓・経験・対策等を引き続き世界に発信するとともに、地域再生に取り組む現在の水俣の姿を内外にアピールし、環境をてこにした地域づくりの取組を一層支援していくことを表明しています。

他方、1995（平成7）年の未認定者救済の政治解決や2009（平成21）年の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（水俣病被害者救済特別措置法）」による救済策など国の解決策が行われたものの十分な解決に至らず、新潟水俣病公式確認から60年近くを経た今日でも健康被害の訴えは続いており、水俣病の認定申請や裁判が提起されるなど現在も大きな社会問題となっています。

新潟市では、新潟水俣病患者の方々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、認定患者や手帳所持者への家庭訪問、申請者医療救済事業、市民講座、地域の環境学習支援事業、職員研修など、健康面・精神面での支援や経済的支援及び新潟水俣病に対する正しい理解の促進に取り組んでいます。

令和5年調査では、「新潟水俣病患者等に関して人権侵害だと思うこと」に対し、「偏見を持たれること」の回答が4割弱と平成30年調査に比べ回答率が減少し、逆に「地域での日常生活上、差別的な言動をされること」の回答が2割、「わからない」の回答が3割半ばといずれも平成30年調査に比べ回答率が増加しています。また、「新潟水俣病患者等の人権を守るために必要なこと」に対し、「相談できる体制を整備する」、「教育・啓発広報活動を推進する」の回答が3割半ば、「生活費や治療費を援助する」の回答が2割半ばといずれも平成30年調査に比べ回答率が減少する一方、「新潟水俣病患者のプライバシーを保護する」、「わからない」の回答率が増加し2割半ばとなっています。調査からは、誤った情報が重大な人権侵害につながった新潟水俣病の教訓が十分に活かされているとは、まだまだ言いがたい状況です。

<課題>

令和5年調査では、いずれの調査項目においても「わからない」の回答率が、以前の調査に比べて増えており、他の回答は総じて減少傾向を示しています。これは新潟水俣病に係る教育・啓発活動について「わからない」というだけでなく、新潟水俣病問題そのものが「わからない」という可能性も考えられるため、今後もより多くの人に水俣病について理解してもらう機会を作り、差別や偏見をなくしていく取組を継続していくことが重要です。

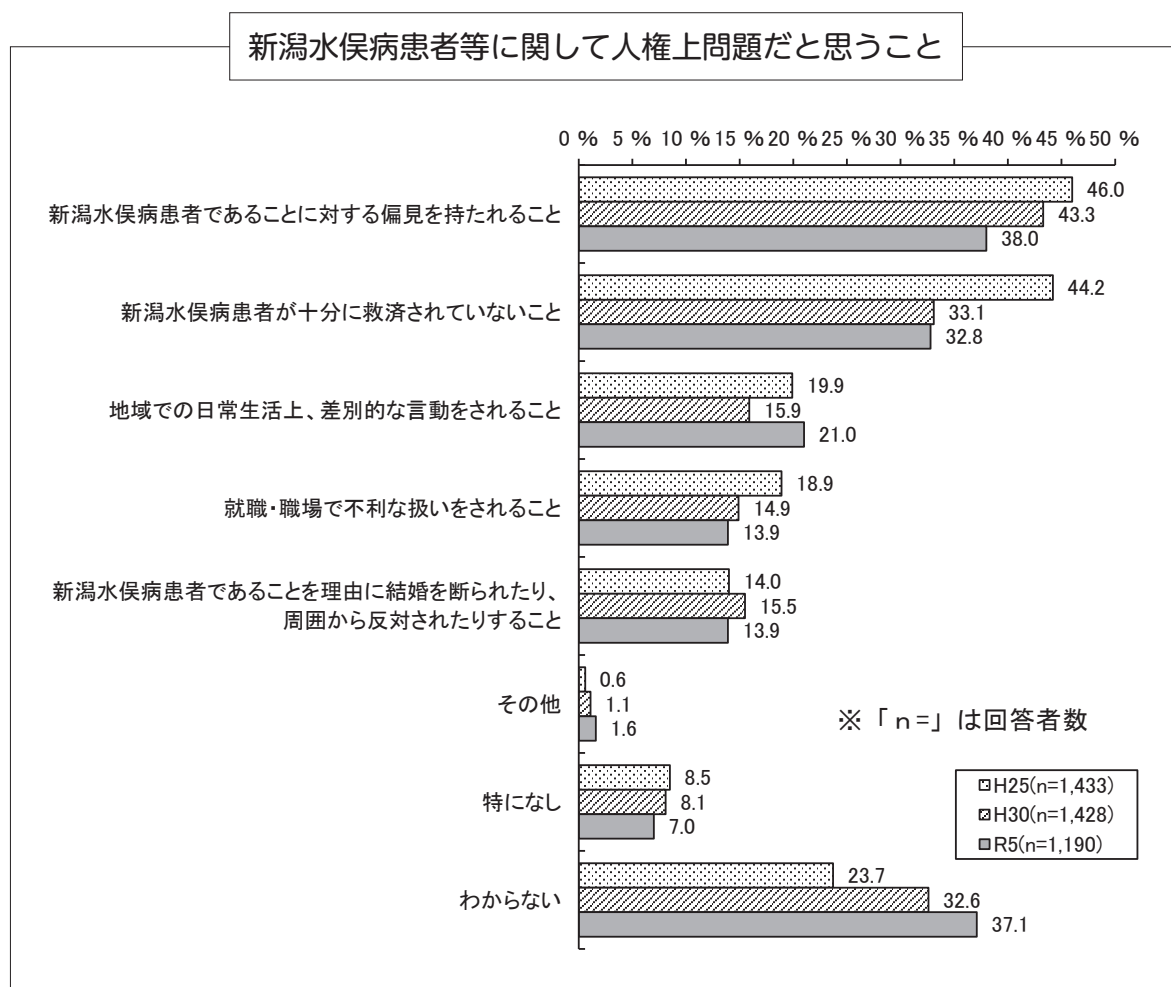
<施策の方向性>

新潟市では、県・関係市町・関係団体と連携し、新潟水俣病の教訓を活かし、これからは人権が尊重される社会の実現に向け、教育・啓発活動などをさらに推進していきます。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

・新潟水俣病施策推進審議会

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/seikatueisei/1356836438340.html>



9 北朝鮮当局による拉致問題について

<現状>

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明になりました。日本の当局による捜査や、亡命した北朝鮮工作員の証言により、これらの事件の多くは北朝鮮による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。

新潟市では1977（昭和52）年11月15日に当時、寄居中学校1年生だった横田めぐみさんが北朝鮮により拉致され、また、1974（昭和49）年2月24日に佐渡郡新穂村で失踪した新潟市出身の大澤孝司さんが、その後、特定失踪者問題調査会により「拉致の疑いが濃厚」であるとされています。

日本国内では、1977（昭和52）年に拉致被害者のご家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が結成されるなど、被害者の救出を求める運動が活発に展開されており、2024（令和6）年10月末現在で1,800万筆を超える署名が総理大臣に提出されています。

1991（平成3）年以来、政府は機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しましたが、北朝鮮は頑なに否定し続けました。しかし、2002（平成14）年9月の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて拉致を認めた上で謝罪し、再発防止を約束しました。同年10月には、5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国しました。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、2004（平成16）年5月の第2回日朝首脳会談において、北朝鮮から、直ちに真相究明のための徹底した調査を実施する旨の明言があったにもかかわらず、未だに北朝鮮から納得のいく説明はなされていません。残された被害者たちは、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたままの状態でも救出を待っています。

国連安全保障理事会においては、2005（平成17）年に日本・アメリカ・韓国・中国・ロシア・北朝鮮の六者会合において共同声明が採択され、拉致問題を含めた諸懸案事項を解決することを基礎とした、国交を正常化するための措置をとることが、目標の一つとして位置付けられました。

国連総会では2005（平成17）年から20年連続、国連人権理事会では、2008（平成20）年から17年連続で北朝鮮人権状況決議が採択されており、北朝鮮に対して、拉致問題を含むすべての人権侵害を終わらせる手段を早急に取ることを求めています。

北朝鮮による拉致は犯罪行為であり、かつ国家による許されない人権侵害であることから、国においても2006（平成18）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（以下「北朝鮮人権侵害対処法」という。）」を制定しています。

2013（平成25）年1月、政府は、拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、すべての国務大臣からなる新たな「拉致問題対策本部」を設置しました。

新潟市では、拉致問題の風化防止と早期解決を図ることを目的として2022（令和4）年12月に「新潟市拉致問題等啓発推進条例」を制定し、県や関係機関と連携した啓発事業等（県民集会、巡回パネル展、映画「めぐみ」の上映会など）を実施するとともに、市庁舎壁面に啓発用ラッピングシートを掲示しています。

令和5年調査では、「あなたは、北朝鮮当局による拉致問題を解決するために、市民としてどのようなことが必要だと思いますか。」に対し、「拉致問題への関心が風化することがないように、広報・啓発活動に参加すること」との回答が5割を超えています。自由意見では早期解決を望む声が多数寄せられ、それ以外にも、「政府主導の取組が必要」などの意見がありました。

<課題>

2017（平成29）年4月には北朝鮮の担当大使による政府間合意そのものを破棄した旨の発言があるなど、拉致問題の解決がさらに遠ざかるのではないかと強く懸念されます。

拉致被害者家族は高齢化が進んでおり、拉致問題解決にはもはや一刻の猶予もありません。2024（令和6）年2月に「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」と「北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会（救う会）」は、親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国を求めるなど新しい運動方針を決定しましたが、未だ帰国は実現していません。

また、政府は2006（平成18）年を最後に拉致被害者の認定を行っておらず、特定失踪者を拉致被害者として新たに認定することについては一向に進展が見られません。

時間が経つにつれ、市民、特に若年層の関心が低くなり、拉致問題が風化してしまうおそれも懸念されます。

<施策の方向性>

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題ですが、「北朝鮮人権侵害対処法」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、新潟市は拉致問題解決のため、国の施策推進に協力するとともに、あらゆる機会を通じ市民啓発に努め、早期解決を訴えるなど、今後も全面解決に向け取り組んでいきます。

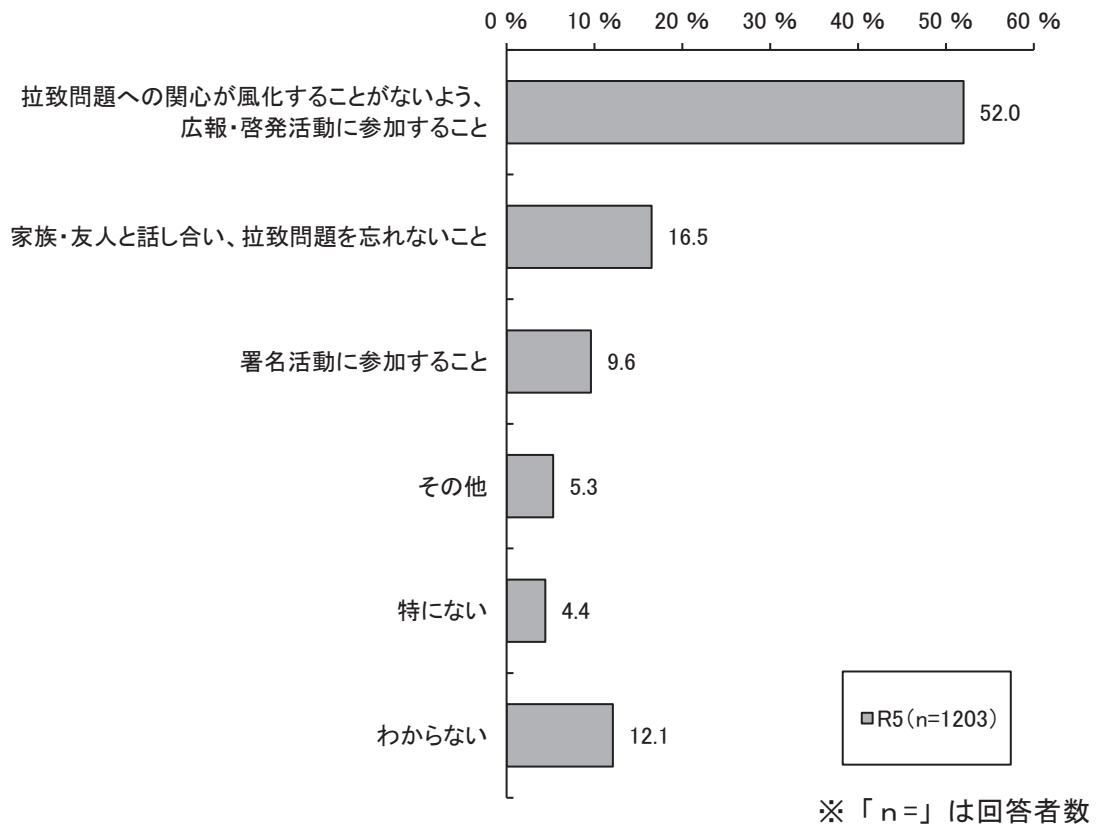
同時に、北朝鮮による国家の犯罪であることから、市内の韓国・朝鮮籍市民がいわれなき差別や排斥を受けることのないよう配慮が必要です。また、拉致被害者が帰国した際に、本人や家族を地域全体で受け入れ、支えながら、安心して暮らせる環境づくりが必要です。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

- ・ 拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策（内閣官房 拉致問題対策本部ホームページ）

<https://www.rachi.go.jp/jp/ratimondai/20130125honbukettei.pdf>

北朝鮮当局による拉致問題を解決するために、必要だと思うこと



10 LGBTQ等性的マイノリティの人権について

<現状>

近年、LGBTQなどの性的マイノリティについてはマスコミで多く取り上げられ、人権問題として広く認知されるようになってきました。

恋愛・性愛対象となる性別（性的指向）が同性に向かう同性愛や両方の性別に向かう両性愛、からだの性（生物学的な性）とこころの性（ジェンダーアイデンティティ・性自認）に違和感を持つ人（トランスジェンダー）に対する理解は十分ではないため、当事者の多くは偏見や差別を恐れ、生きづらさを抱えています。

2023（令和5）年には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、基本理念が定められ、国及び地方公共団体の役割を明らかにしました。

新潟市では、性的マイノリティ支援事業として、性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指し、一方又は双方が性的マイノリティのカップルを対象としたパートナーシップ宣誓制度を2020（令和2）年に導入し、宣誓者の親族をファミリーとして登録するファミリーシップを2024（令和6）年に追加しました。また、電話相談による当事者や家族などへの支援と併せて、講演会や研修会の開催などにより、市民や市職員向けに啓発を行っています。

令和5年調査では、「LGBTQ等性的マイノリティに対する人権侵害だと思うこと」に対し、「差別的な言動をされること」の回答の割合が最も高く4割半ばとなっています。次いで「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が4割、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「好きな人と結婚（法律で定める婚姻）できないこと」が3割、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」が2割台となっています。

<課題>

性的マイノリティについては、まだ社会において正しい認識が十分でないため、当事者やその家族が、学校や職場などで周囲の人々の誤解や無理解によって差別を受けたり、就職で不利な取り扱いを受けるなど、ライフステージによって様々な問題に直面しています。

また、当事者やその家族が、性的マイノリティに関する正しい認識や相談窓口などの情報を得る機会が少ないことにより、性のあり方について悩み、誰にも相談できない状況にあります。

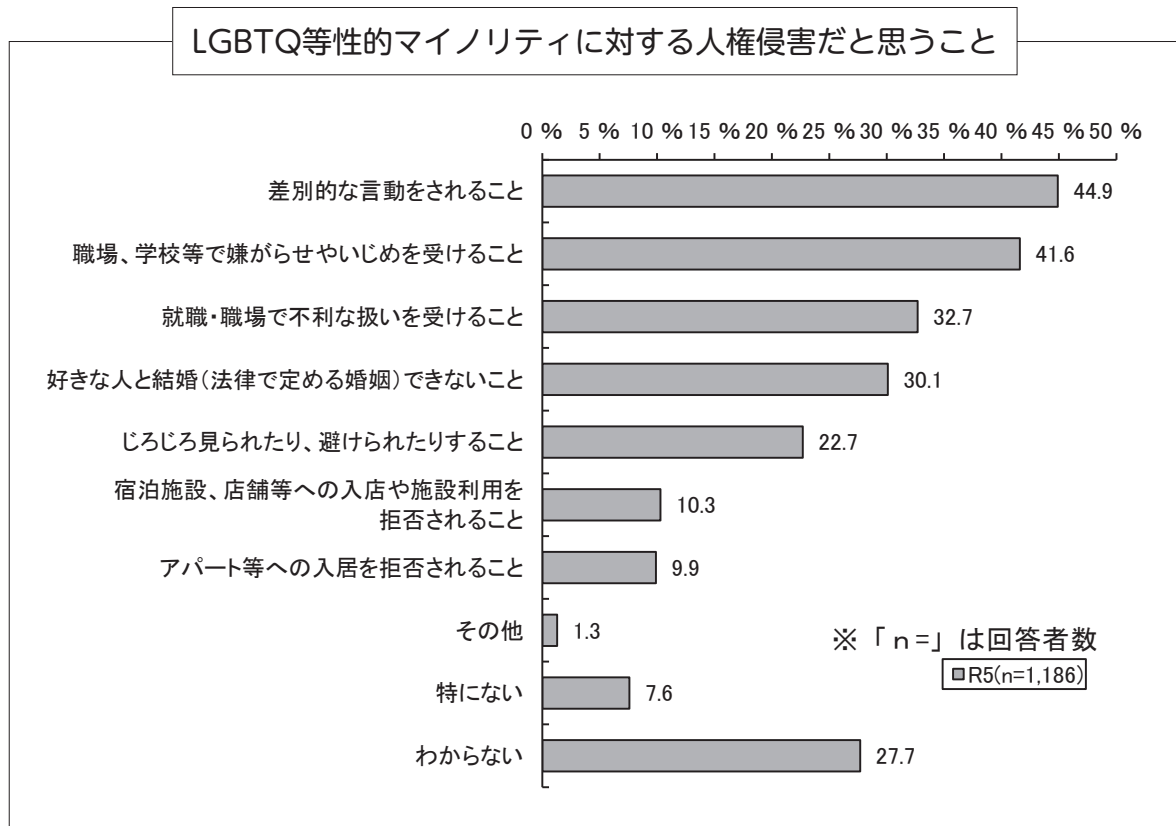
<施策の方向性>

性の多様性に関する正しい認識を市職員はもとより、学校現場を含む社会全体に広げ、当事者や家族が差別や偏見を受けることなく、誰もがその人らしさを尊重される社会づくりを進める必要があります。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

・内閣府性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議

<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/meeting/index.html#kaigi>



11 犯罪被害者等の人権について

<現状>

犯罪被害者やその家族は、生命や財産を奪われる、傷害を負わされるという直接的な被害に加え、犯罪被害に遭ったことによる精神的なショックや身体的不調、生計維持者を失うなどによる経済的な困窮、捜査・裁判への対応による精神的・時間的負担、更には周囲の心ない言動、偏見、誹謗中傷、過剰な取材等による精神的な苦痛などの「二次的被害」や、加害者からの更なる被害等への不安や恐怖など、長期にわたり苦しめられます。

そのため、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として、2004（平成16）年に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

新潟市においても、2012（平成24）年に市民生活課安心・安全推進室に犯罪被害者等支援総合窓口を設置し、犯罪被害者等が必要な各種手続きについて迅速かつ適切に対応するため、窓口のワンストップサービス化を図っています。

また、2022（令和4）年に犯罪被害者等支援における基本理念や市・市民・事業者・民間支援団体の責務、基本的支援施策などについて定めた「新潟市犯罪被害者等支援条例」を制定するとともに、2023（令和5）年には、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「新潟市犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

令和5年調査では、「犯罪被害者等の人権が特に守られていないと思われるのは、どのようなことですか。」に対し、「マスメディアなどの報道によって、私生活の平穏を保てなくなること」の回答の割合が最も高く、6割弱となっています。次いで「犯罪行為によって、身体的・精神的に被害を受けること」が4割強、「周囲の心ない言動や偏見によって、精神的苦痛を受けること」が3割強などとなっています。

<課題>

犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減及び二次的被害防止を図るため、また、犯罪被害者等に対する偏見を持つことがない社会を築くためには、地域社会において犯罪被害者等の気持ちに寄り添うとともに、その置かれた状況に配慮し、人権を尊重して支えることが必要です。よって、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等に関して、より多くの市民の方に理解していただくことが必要です。

<施策の方向性>

新潟市では、「新潟市犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、1. 尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重すること、2. 状況や事情に応じて適切に行うこと、3. 二次的被害や再被害を生じさせないこと、4. 途切れなく行われること、といった4つの基本方針を掲げて様々な支援を進めています。

犯罪被害者等に対して適切な支援を行うためには、支援の重要性を正しく理解するとともに、犯罪被害者等が置かれている状況やニーズに合わせた支援メニューについての理解が重要であり、犯罪被害者等支援施策については、庁内の各部署が所管していることから、全庁的に連携して取り組む必要があるため、関係部署の所属長及び各支援業務に従事する担当職員を対象として研修会を年1回ずつ開催し、犯罪被害者等支援に必要な情報及び知識の取得に努めるとともに、支援に必要な対応力の向上を図ります。

市民等の理解の増進については、広報誌やホームページ、各種SNSを活用した情報発信のほか、新潟県「犯罪被害者支援を考える月間」（毎年11月）及び国の「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）に併せ、パネル展などの犯罪被害者等支援に関するイベントの開催など各種啓発活動に取り組みます。

警察や早期援助団体をはじめとする関係機関等との連携を図りながら、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう二次的被害の防止に取り組みます。

あわせて、子どもの頃から犯罪被害者等支援についての正しい理解を深めることが大切であることから、学校、家庭及び地域社会との連携の下、犯罪被害者等への理解を深め、二次的被害の防止等のために学生向けのリーフレットの配布などを行い、必要な教育活動を推進します。

<施策立案に関して参考とした調査・アンケート・計画・会議等>

- ・新潟市犯罪被害者等支援条例

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/higaisya-shien/higaisyashien-jyorei.html>

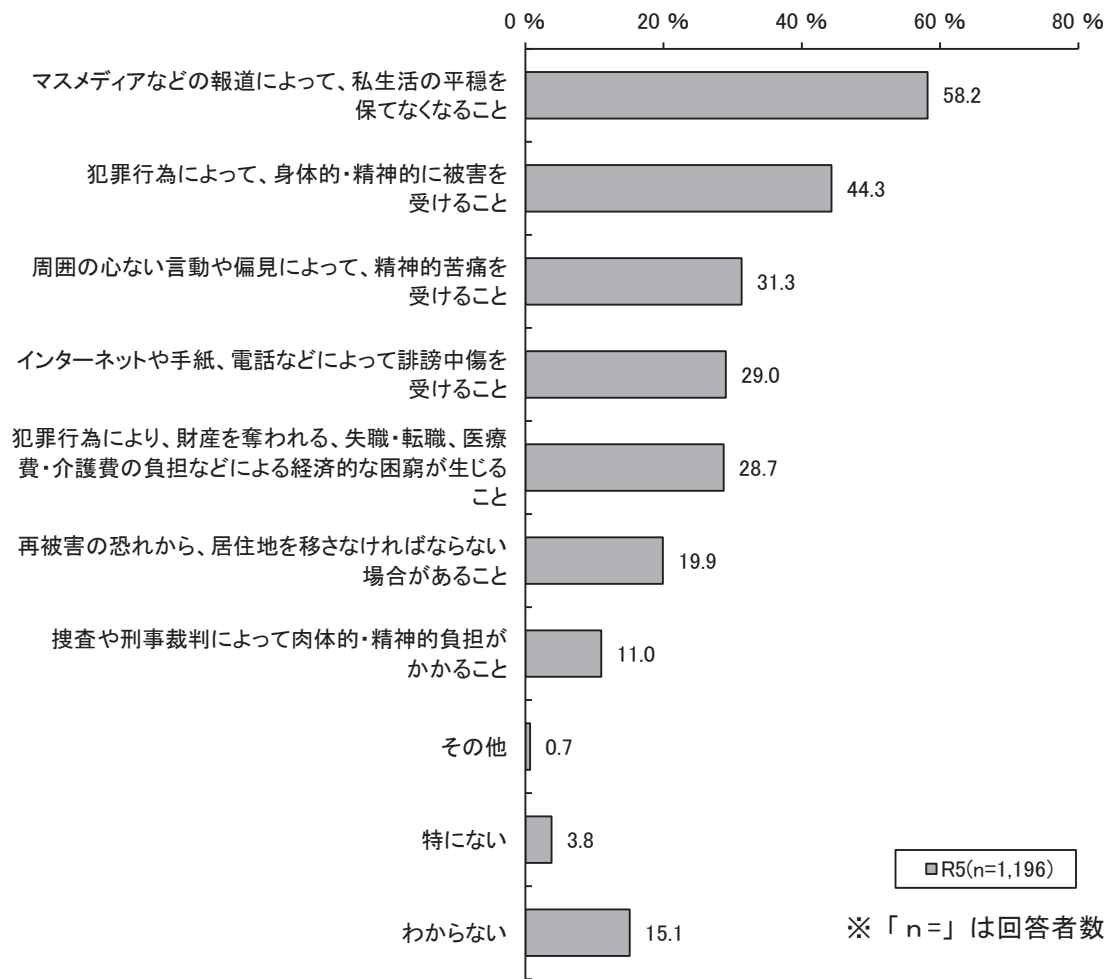
- ・新潟市犯罪被害者等支援推進計画

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/shiminseikatsu/hanpikeikaku.html>

- ・新潟市犯罪被害者等支援推進会議

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzokukikankonwakai/fuzokukikan/sechikikan/shiminseikatsu/shiminseikatu/higaisyashien.html>

犯罪被害者等に関して人権侵害だと思うこと



12 さまざまな人権問題について

【ホームレス】

さまざまな理由で公園や路上、架橋の下などで日常生活を送っているホームレスは、自立の意思や就労意欲がありながら失業状態にある人や、病気などにより医療や福祉などの支援を必要としている人もいます。

ホームレス自立支援施策については、2002（平成14）年施行の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」に基づき、国において基本方針が策定され、国及び地方公共団体においては、当該目標に関する総合的又は地域の実情に応じた施策の策定及び実施が責務とされ、総合的に施策が講じられています。

また、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として、「生活困窮者自立支援法」が2015（平成27）年から施行されています。

新潟市では、「生活困窮者自立支援法」に基づき、失業・病気・人間関係などさまざまな理由で困りごとを抱え、経済的に困窮している方に対して、状況に応じた支援を行っています。自立に向けた人的な支援が中心となっている制度で、この中の居住支援事業により、ホームレス支援に継続的に取り組んでいます。

ホームレスは、怠け者や落伍者であるとの偏見や差別意識により、嫌がらせや暴行を受ける事件が発生していることから、ホームレスの早期発見と自立に向けた適切な支援を行うためにはその偏見や差別意識が解消するよう啓発活動を推進することが必要です。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対しては根強い偏見があり、社会復帰の基礎となる住居の確保や就職などで、さまざまな差別的な扱いを受けている場合もあります。

2016（平成28）年に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」の成立を受け、国、地方公共団体、民間の連携をさらに進めるため、国は再犯防止推進計画を策定しました。

新潟市では、保護司会の運営する「更生保護サポートセンター」の活動や、「社会を明るくする運動」に協力してきました。

刑を終えて出所した人の社会復帰には、本人の強い更生意欲が必要なことはもちろんですが、地域社会があたたかく迎え入れる土壌づくりが必要です。

関係機関と連携し、また国で主催する「社会を明るくする運動」に協力し、刑を終えて出所した人が適切に処遇されることにより、再犯を防ぎ、自立し、更生することを助けることで、個人と公共の福祉を増進するという更生保護思想の普及に努めます。

【個人情報】

行政や企業が保有している大量の個人情報の流出、個人情報の不正取得、インターネット掲示板への個人情報の書き込み、公共物への落書きなど人権侵害につながる個人情報の問題が発生しています。こうした中、個人情報の有用性を配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的とした「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が2003（平成15）年に制定され、2005（平成17）年に全面施行されました。また、2013（平成25）年に、社会保障・税番号制度等を規定した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が制定され、マイナンバーの利活用が推進されていることから、今後ますます個人情報の取り扱いに慎重さが求められます。

個人情報の流出が人権侵害につながることを職員自らが自覚するとともに、個人情報の適正な取り扱いについて市民に理解を深めてもらうことが必要です。

【職業差別】

技術の進展や生活形態の変化に伴い新たな産業が生まれ、職業の多様化が進んでいます。

これらの職業に貴賤はないのですが、宗教的・歴史的な理由による偏見から特定の職業への社会的評価が低く、これらの職業への差別が根強く残っています。職業に区別なく働く一人一人の人権が等しく尊重され、偏見や差別を生み出さない社会づくりが必要です。

機会をとらえ、関係機関と連携して、企業の公正な採用選考に向け周知・啓発を図ります。

【その他】

そのほか、「アイヌの人々」、「東日本大震災に起因する人権侵害」、「宗教的マイノリティ」などの人権問題についても「すべての人の人権を尊重する」という視点に立ち人権教育・啓発を行います。

第6章

総合的かつ効果的な計画推進に向けて

1 庁内推進体制の充実

新潟市は本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策を推進するため、人権啓発及び人権教育に関することを所管する広聴相談課を事務局とし、全庁的に組織する「庁内推進会議」の充実を図りながら、各部署で行われている計画・施策が人権尊重の視点から取り込まれるよう調整を行い、人権が尊重される社会の実現に努めます。

また、新たな人権問題や複数の部署に関係する人権問題などに対して、迅速かつ適切に対応できるよう、庁内の協力・連携を進めます。

2 関係機関や民間団体等との連携・協働

すべての人の人権が尊重される社会を実現するには、市の人権にかかる施策だけでは限界があることから、関係機関や関係団体との連携・協働が必要です。また、市民一人一人の理解と協力も必要です。

新潟地方法務局、新潟人権擁護委員協議会、新津人権擁護委員協議会、新潟県人権啓発活動ネットワーク協議会（新潟県・新潟地方法務局・新潟県人権擁護委員連合会と新潟市で構成）、新潟市同和教育研究協議会と協働し、効率的かつ有効な人権教育・啓発活動を進めるとともに、全国の政令指定都市や県内の市町村とのネットワークを活用し情報交換を行い、連携を進めます。

当事者団体や支援団体とは、意見や要望を聞いて人権相談・救済について連携を強化するほか、講演会・講習会の講師依頼や情報交換、課題の把握など連携・協働を進めます。企業等へは、国・県など関係機関と連携しながら、人権教育・啓発の取組を働きかけるとともに、研修教材や情報提供などの支援を行い、効果的な人権教育・啓発が進められるよう連携に努めます。

3 計画の評価

本計画に基づく人権教育・啓発に関する施策や事業の進捗状況は、各部署で自己評価し、「庁内推進会議」及び外部の委員で構成する「新潟市人権教育・啓発推進委員会」で検証したうえ、その施策や個別事業は新潟市ホームページに掲載するなど情報公開を行い、市民からの意見や要望を聞きながら改善に努めます。この評価は毎年実施します。

また、本計画は、定期的に人権に関する市民意識調査を実施し、「人権が守られている」及び「人権に対する関心」についての意識の推移を注視しながら、総合的に検討・評価します。

用語の解説

<五十音順>

あ行

インクルーシブ教育（初出：36ページ）

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みのこと。

SNS（初出：15ページ）

Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

NGO（初出：23ページ）

Non-Governmental Organizationの略称で、非政府組織。当初は援助・環境・開発・人権等の分野で国際的に活動する非政府間の組織を意味していた。しかし、現在では国・自治体・企業以外の国内で活動する民間団体もこのように呼ばれている。

NPO（初出：23ページ）

Non-Profit Organization又はNot-for-Profit Organizationの略称で、民間非営利組織。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

LGBTQ（初出：8ページ）

Lesbian（レズビアン）＝女性同性愛者、Gay（ゲイ）＝男性同性愛者、Bisexual（バイセクシュアル）＝両性愛者、Transgender（トランスジェンダー）＝こころとからだの性に違和感を持つ人、Questioning（クエスチョニング）＝自分の性別がわからない・意図的に決めていない・決まっていない人、Queer（クィア）＝性的マイノリティを包括する言葉、の頭文字をとった性的マイノリティを表すことばのひとつ。

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（初出：30ページ）

こどもの虐待防止運動のシンボルであるオレンジリボンを用い、毎年11月の児童虐待防止月間を中心に行う啓発キャンペーン

か行

外国籍市民等（初出：44ページ）

新潟市において、施策・事業等の対象者とする場合に、新潟市内に居住されている住民であることを念頭に、現在の国籍が外国籍である人だけでなく、日本であっても、両親のいずれかが外国人である子や海外からの帰国者、日本国籍取得者など、外国につながりがあり、多様な文化的背景を持つ人々の総称をいう。

合理的配慮（初出：36ページ）

障がいのある人（本人が意思の表明を行うことが困難な場合にはその支援者）が社会的障壁の除去を求めている場合や、それを認識しうる場合において、障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重し、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な変更及び調整を行うことであって、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。

さ行

児童養護施設（初出：29ページ）

家族による養育が困難な2歳からおおむね18歳のこどもが生活をしている施設。

ジェンダーアイデンティティ（初出：56ページ）

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）（初出：25ページ）

世界経済フォーラムが、経済、教育、健康、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けしてジェンダー・ギャップ指数を算出している。男性に対する女性の割合（女性の数値／男性の数値）を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。

スクールカウンセラー（初出：30ページ）

いじめや不登校など児童生徒の心の問題に対し、臨床心理士や発達課題等への専門知識や経験から、児童生徒へのカウンセリングや教員や保護者に対して助言・指導を行う専門職

性的マイノリティ（初出：8ページ）

性的指向（好きになる性）や性自認（こころの性）などの性のあり方が多数派と異なる人。「性的少数者」「セクシャル・マイノリティ」ともいう。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（初出：16ページ）

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けるなど、職場の環境が不快なものとなることをいう。

ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）（初出：1ページ）

さまざまな理由により社会の諸制度や市場、社会関係から孤立し、排除された人の「社会参加する権利」を認め、包摂することをいう。

た行

ダイバーシティ（初出：1ページ）

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

ドメスティック・バイオレンス（DV）（初出：14ページ）

Domestic Violenceの頭文字をとってDVともいう。配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、性的暴力、経済的暴力などのこと。

な行

新潟水俣病患者（初出：51ページ）

新潟県の新潟水俣病地域福祉推進条例において、新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類を摂取したことにより通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した者であって水俣病の症状を有する者と定義されている。公害健康被害の補償等に関する法律による認定患者で水俣病総合対策の手帳を持っている方や新潟水俣病福祉手当を受給されている方も新潟水俣病患者とされている。

は行

新潟市パートナーシップ宣誓制度（初出：56ページ）

性的マイノリティのカップルが、本人の希望により、パートナーシップ関係（互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係）であると宣誓したことや、カップルの親族をファミリーシップ関係（家族として協力し合う関係）であると届出したことを「新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき市が認める制度。

パワー・ハラスメント（パワハラ）（初出：16ページ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるなど、職場環境を悪化させる行為をいう。

プライバシー（初出：14ページ）

個人の日常生活や社会行動について、他人の干渉を許さない各個人の私生活上における自由。

ヘイトスピーチ（初出：6ページ）

一般的に「憎悪に基づく差別的な言動」を意味し、外見上の特徴、国籍、人種、民族、出生、性別、職業、思想、宗教などの違いを理由に、暴力、暴言、誹謗中傷、差別発言や書き込みなどを行い、差別をあおったり、侮辱したりする行為。

本人通知制度（初出：40ページ）

住民票の写し等の不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障することを目的とする制度。

や行

ヤングケアラー（初出：29ページ）

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

ら行

ライフステージ（初出：28ページ）

妊娠、出産、子育て、就学など、人生の節目ごとに区分した生活環境の段階のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス（初出：26ページ）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

新潟市自治基本条例

平成20年2月22日条例第1号

改正 平成27年3月20日条例第7号

令和5年3月29日条例第6号

信濃、阿賀野の流れが日本海に注ぎ、ゆったりと広がる田園や里山、水辺に水鳥たちが舞い、夕日の美しいまち、新潟。

恵まれた自然や環境に加え、高い拠点性と都市機能を併せ持ち、世界に開かれた開港五港の一つ、新潟。これが、私たちの暮らしているまち。

私たちは、先人たちが編んだ歴史に大きな誇りを感じています。この地では農民自らが開田を主導し、みなとでは町人自らがまちを経営してきました。

自主と自治の精神から多様な文化と風土が育（はぐく）まれ、個性的な地域の発展を成し遂げてきました。これが、私たちの築いてきたまち、新潟。

私たちは、今、本州日本海側で初の政令指定都市新潟を船出させました。田園とみなとまちが恵み合い、世界の人々と英知が集まる交流都市を目指して、私たちの航海は、たゆみなく続きます。

私たちは、世界との交流を深め、互いの価値を認め合いながら、多様な文化と知恵を導き入れ、地域と世界にとって有為の人材を育てます。日本海の平和に貢献し、一人ひとりの人権が大切にされる、新潟。これが、私たちの目指しているまち。

私たちは、先人から受け継いだ自主と自立の精神風土をいかし、新潟の地から地域主権の流れを大きくして、国、県と相互協力関係を築きます。その土台の上で、地域の歴史と文化をいかした、個性的な、真に自立度の高いまちづくりを進めます。これが、私たちの誇りとなるまち、新潟。

私たちは、地域のことは自らが考え、自らが行動するという、分権型の政令指定都市をつくります。そこでは、市民が主体的にまちづくりに参画し、共助と協働の輪を広げて、安心して暮らせる社会、持続可能な市民自治の仕組みを自らの力でつくり上げていきます。これが、私たちのつくり出すまち、新潟。

かつてないまちをつくるため、私たちは、培われてきた地域の絆（きずな）を大切にし、市全体の一体感を保ちながら、地域の独自性や地域コミュニティの自立性を尊重した自治を推進し、それぞれの役割を果たします。

このような考えの下、市民自治の基本となる条例として、ここに新潟市自治基本条例を制定します。私たちの愛するまち、新潟を、未来へとつなげていくために。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を示すとともに、市民の権利及び責務並びに市議会（以下「議会」といいます。）及び市長等の役割及び

責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより市民自治の確立を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 次に掲げるものをいいます。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内で働き、又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者及び団体

(2) 市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。

(3) 市 議会及び市長等をいいます。

(4) 参画 政策、施策等の企画立案の段階から市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

(5) 協働 市民と市が対等な関係で相互の立場及び特性を理解し、目的を共有し、並びに連携し、及び協力することをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市は、他の条例、規則及び規程（以下「条例等」といいます。）を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合は、この条例の趣旨を最大限尊重してこの条例との整合を図らなければなりません。

(自治の基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指すものとします。

(1) 個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市民主体の市政を推進すること。

(2) 地域の特性及び独自性を尊重した地域自治を推進すること。

(自治の基本原則)

第5条 市民及び市は、それぞれの果たすべき役割及び責任を担い、自らを律し、並びに自主的かつ自立的に行動するとともに、次に掲げる基本原則により自治運営を行うものとします。

(1) 市政に関する情報を共有すること。

(2) 市民の参画の下で市政の運営を行うこと。

(3) 協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 各主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利及び責務)

第6条 市民は、市民自治の担い手として、市政に関する情報を知る権利を有すると

ともに、政策の形成、執行及び評価の過程に参画することができます。

2 市民は、自らの責任及び役割に基づき公共の福祉に反することなく、かつ、次世代への影響に配慮して自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき参画を通して市民自治の確立に取り組むものとしします。

3 市民は、参画及び協働に当たっては、総合的な見地から発言及び行動をし、かつ、それらに対し責任を持たなければなりません。

(法人等の社会的責任)

第7条 市内で事業活動を行う法人その他の団体は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、及び地域社会との調和を図ることにより、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとしします。

第2節 議会

(議会の役割及び責務)

第8条 議会は、本市の意思を決定する機関としての責任を自覚するとともに、執行機関を監視する機関としてその役割を果たし、並びに市勢の進展及び市民自治の推進に努めるものとしします。

2 議会は、市民の意思を的確に把握して政策の形成に反映させなければなりません。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、市民、専門家等の知見をいかすよう努めなければなりません。

(市民に開かれた議会)

第9条 議会は、議会活動について市民に対する説明責任を果たすため、特別な理由のない限り、会議を公開し、議会の保有する情報の共有化を図る等開かれた議会運営を行わなければなりません。

(議員の役割及び責務)

第10条 議会の議員（以下「議員」といいます。）は、市民の負託に応え、議会が第8条に規定する役割及び責務を果たすため、自らの役割を深く自覚し、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、市民の多様な意見及び要望を集約し、総合的な見地で市政に反映させることを行動の指針としなければなりません。

3 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、調査、研究等の活動を通じ、不断の研鑽（さん）に努めなければなりません。

4 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めなければなりません。

第3節 市長等

(市長の役割及び責務等)

第11条 市長は、市民の負託に応え、市民福祉の増進を図るため、市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。

2 市長は、地域の資源を最大限に活用して、必要な財源の確保を図るとともに、最

少の経費で最大の効果を挙げる市政を運営しなければなりません。

3 市長等は、その権限に属する事務を自らの判断及び責任において公正かつ誠実に執行するとともに、相互の連携を図ることにより一体として行政機能を発揮しなければなりません。

4 市長等は、公平かつ効率的で質の高い行政サービスの提供を図ることにより市民満足度の向上に努めなければなりません。

(職員の責務)

第12条 市長等の補助機関である職員及び議会の事務局の職員（以下これらを「職員」といいます。）は、公正かつ誠実に職務を遂行し、及び市民とともに市民自治を推進しなければなりません。

2 職員は、法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等（以下「法令等」といいます。）を遵守するとともに、違法又は不当な事実がある場合は、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。

3 職員は、職務に関し不断の研鑽（さん）に努めるとともに、施策及び事業の実施に当たっては、最大の効果を挙げることができるよう創意をもって職務の遂行に当たらなければなりません。

第3章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

(市政運営)

第13条 市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として市政運営を行わなければなりません。

(1) 市民が広く参画のできる機会の確保に努めることにより市民の意思を市政に反映させること。

(2) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、施策及び事業の実施に当たっては、協働を図ること。

(3) 市民に信頼される市政運営を進め、公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより市民の権利利益の保護を図ること。

(4) 施策及び事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的に行うとともに、その立案、実施及び評価の各段階において市民に分かりやすく説明すること。

2 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限に活用し、及び本市の将来像を示す計画を策定して施策展開を図らなければなりません。

3 市は、組織について、社会経済情勢の変化及び多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行うとともに、簡素で効率的なものにしなければなりません。

(財政運営)

第14条 市長は、効率的かつ重点的に行政運営を行い、行財政改革に取り組むことにより財政の健全な運営に努めなければなりません。

- 2 市長は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備における世代間の負担の公平化が図られるよう適切な財政政策を進めなければなりません。
- 3 市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表するとともに、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

第2節 参画及び協働の仕組み

(情報の公開等)

第15条 市は、次に掲げる事項に関し、新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）に定めるところにより市民の知る権利を保障するとともに、市民との情報共有の効果的な推進を図らなければなりません。

- (1) 市が保有する公文書の公開に関すること。
- (2) 政策形成過程の情報の提供に関すること。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関及び市長等が設置するこれに準ずる機関（以下「附属機関等」といいます。）の会議の公開に関すること。
- (4) 本市の出資法人及び指定管理者に係る情報の公開に関すること。

(附属機関等の委員の公募)

第16条 市長等は、附属機関等の委員を可能な限り市民からの公募により選任するものとします。

(市民意見の提出)

第17条 市長等は、新潟市市民意見提出手続条例（平成19年新潟市条例第71号）に定めるところにより政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の参画を促進するため、重要な政策の企画、立案等に当たっては、事前に内容その他必要な情報を市民に公表して市民の意見を求めなければなりません。

- 2 市長等は、市民から提出された意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければなりません。

(住民投票)

第18条 市長は、市政に関し特に重要な事案について、広く市民の意思を把握するため、事案ごとに条例で定めるところにより住民投票を実施することができます。

- 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

(協働の推進)

第19条 市は、協働を推進するための仕組みを整備するものとします。

- 2 市は、協働を推進するため、必要な情報の収集及び提供、交流の支援、相談並びに研修を行う場及び機会の確保に努めるものとします。
- 3 市は、協働の推進に当たっては、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。

第3節 信頼性、公正性及び効率性の確保の仕組み

(法令遵守及び倫理の保持)

第20条 市長等は、新潟市における法令遵守の推進等に関する条例（平成17年新潟市条例第73号）に定めるところにより職員の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、公正な職務の遂行を確保することで、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益を保護しなければなりません。

(適正な行政手続の確保)

第21条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、新潟市行政手続条例（平成9年新潟市条例第2号）その他の適正な行政手続の確保の仕組みを整備して、処分、行政指導、届出等の手続の適正化を図ることにより行政運営における公正性の確保及び透明性の向上を推進しなければなりません。

(市民の権利利益の保護)

第22条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談、意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応しなければなりません。

2 市は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところに従い、個人情報を適正に取り扱うことにより、個人の権利利益を保護しなければなりません。

3 市長等は、市政の運営について、公正かつ中立的な立場から監視等を行う第三者機関その他の不利益救済の仕組みを整備するものとします。

(行政評価等)

第23条 市長等は、市政運営を効率的かつ効果的に行うとともに、市政の透明性を高め、及び市民への説明責任を果たすため、市民の視点で行政評価を実施するものとします。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に公表するとともに、施策、事業等に反映するよう努めなければなりません。

3 市長は、外郭団体（新潟市土地開発公社及び本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人をいいます。以下同じです。）の円滑な運営及びこれに関連する市長等の事務事業の適正な執行を図るため、関与の妥当性、外郭団体の経営状況等を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行わなければなりません。

(外部監査)

第24条 市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年新潟市条例第1号）に定めるところにより外部監査を実施しなければなりません。

第4章 区における市民自治

第1節 区における行政運営

第25条 市長は、地域における特色あるまちづくりを推進するため、市民の参画の下

で、区における総合的な計画を策定して実施しなければなりません。

- 2 区役所（新潟市区役所組織規則（平成19年新潟市規則第68号）第1条に規定する区役所をいいます。以下同じです。）は、市民に身近な行政サービスを提供し、及び自立した地域社会を築くため、次に掲げる役割を担うものとします。

- (1) 地域のまちづくりの拠点として、地域の課題を発見して迅速かつ的確な解決を図ること。

- (2) 協働の拠点として、自主的かつ自立的な地域活動及び非営利活動を支援すること。

- (3) 市民に必要な行政サービスを効果的、効率的かつ総合的に提供すること。

- 3 市長は、分権型の政令指定都市を実現するために区役所がその役割を発揮できるよう、組織、予算等について必要な体制を整備するものとします。

第2節 地域における協働の推進

（地域住民及び地域コミュニティの役割）

第26条 地域住民（一定の区域内に住所を有する者、その区域内で働き、又は学ぶ者並びにその区域内において事業活動その他の活動を行う者及び団体をいいます。以下同じです。）は、自らが地域の自治の担い手であることを認識してこれを守り育てるよう努めるものとします。

- 2 地域住民は、地域コミュニティ（地域コミュニティ協議会（新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号）第2条第2項第1号に規定する地域コミュニティ協議会をいいます。）、自治会、町内会、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいいます。）その他の地域における多様なつながりを基礎とした団体及び集団をいいます。以下同じです。）が地域課題の解決又は地域住民の相互の連携を図る活動を行う場合は、自らその活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

- 3 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持って自主的かつ自立的な活動を行うものとします。

（市の役割）

第27条 市は、地域コミュニティの公益的役割を認識してその活動を尊重しなければなりません。

- 2 市は、地域コミュニティが協働により地域における新たな公益的役割を担う活動を行う場合は、公共性、公平性及び必要性を総合的に判断してその活動に対して支援を行うものとします。この場合において、市の支援は、地域コミュニティの自主性及び自立性を損なうものであってはなりません。

（区自治協議会の役割）

第28条 区自治協議会（新潟市区自治協議会条例第1条第1項の区自治協議会をいいます。）は、同条例に定めるところにより地域の多様な意見を調整し、その取りまとめを行い、協働の要となるよう努めるものとします。

第5章 国及び他の地方公共団体等との協力

第29条 市は、国及び県と対等な立場で相互に協力して市民自治の確立に努めなければなりません。

2 市は、他の地方公共団体と相互に共通する課題に対しては、当該地方公共団体と積極的に連携し、及び協力してその解決に努めなければなりません。

3 市は、国際社会に果たすべき役割を認識して広く国際社会との交流及び連携に努めなければなりません。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行します。

（見直し）

2 市長は、この条例の実効性を高めるため、この条例の施行後5年以内に、検討委員会を設置し、必要な見直しを行うものとします。

附 則（平成27年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

計画改訂までの経過

1 経過一覧

	市民	外部委員	議会
	人権に関する市民意識調査 パブリックコメント		
令和5年 (2023) 5月			
6月	5月24日～6月24日 市民委員の公募		
7月			
8月		8月3日 第1回委員会	
9月		9月7日 第2回委員会	
10月		意見	
11月	11月6日～24日 人権に関する市民意識調査		
12月			
令和6年 (2024) 1月			
2月			
3月			
4月			
5月			
6月		6月10日 第1回委員会 (書面開催)	
7月	人権に関する市民意識調査 報告書(7月)		
8月		反映	
9月			
10月		10月16日 第2回委員会	
11月		11月25日 第3回委員会	報告
12月		募集	12月13日 市民厚生常任委員会
令和7年 (2025) 1月	12月18日～1月17日 計画改訂案に対する パブリックコメント (市民意見募集)	反映	
2月	最終意見		
3月	新潟市人権教育。啓発推進計画改訂版	3月17日 第3回委員会	

2 人権教育・啓発推進委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	役 職
いしもと ひろ き 石本 裕樹	新潟市社会福祉協議会 地域福祉課課長補佐
おお た しんいち 太田 信一	部落解放同盟新潟県連合会会計
◎ くり た よしやす 栗田 佳泰	新潟大学人文社会科学系（法学部）教授
さか い れい こ 坂井 玲子	人権擁護委員（新潟人権擁護委員協議会）
○ なかむら かおり 中村 香	新潟市立太夫浜 た ゆうはま 小学校長
はら だ ゆ き 原田 友紀	弁護士（新潟県弁護士会）
まつ お かずひろ 松尾 和浩	新潟県人権・同和センター事務局長
もも せ たく み 百瀬 拓見	連合新潟地域協議会副議長

計8名

※◎：委員長 ○：副委員長

※役職は令和6年7月1日現在

3 パブリックコメント実施結果

(1) 募集期間 令和6年12月18日～令和7年1月17日

(2) 意見数 1件

(3) 意見概要 パブリックコメント実施結果は、新潟市ホームページに掲載しています。

新潟市人権教育・啓発推進計画

編集・発行：新潟市市民生活部広聴相談課

平成 20 年 3 月策定

平成 27 年 3 月改訂

令和 2 年 3 月改訂

令和 7 年 3 月改訂



一人ひとりの人権が
大切にされるまち
新潟市

新潟市市民生活部広聴相談課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

TEL : 025-226-1016 (直通) FAX : 025-223-8775

E-mail : kocho@city.niigata.lg.jp